

民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約  
中西康

序

一 本稿の目的

一九六八年九月二七日にブリュッセルで署名された、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約（以下ではブリュッセル条約）は、周知の通り、欧州連合諸国の国際民事訴訟法において非常に重要な地位を占める。ところで我国でのブリュッセル条約の翻訳には代表的なものとして、一九七八年改正までをフォローした岡本善八「わが国際私法事件における E E C 裁判管轄条約」同法二九巻四号一頁、五号一五頁（一九七七）、同「一九七八年『拡大 E E C 判決執行条約』」同法三一巻二号八一頁、三号一二九頁（一九七九）がある。また公式報告書の翻訳も、一九六八年条約についての Jenard 報告書と一九七八年加入条約についての Schlosser 報告書についての、関西国際民事訴訟法研究会「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書」際商二七巻七号以下（一九九九）が開始されており、近々完成する。その他にも様々な個別研究が存在している。

このような現状にもかかわらず、本稿では最新版のブリュッセル条約の翻訳及び簡単な注釈を行うことにした。その目的と方針は以下の通りである。

まず第一に、一九七八年改正以降になされた改正（実質的内容の改正としては一九八九年改正）を織り込んだ最新版の翻訳を行う（なお、一九八九年改正とほぼ同一内容である一九八八年のルガーノ条約の翻訳としては、奥田安弘『国際取引法の理論』（有斐閣、一九九二）三〇八頁がある）。

第二に、従来の改正の経緯を全て把握できるように、改正前の規定の内容もわかるように訳出又は注釈した。なお、改正理由については上記の文献に譲り、ただ一九八九年改正のうちの実質的部分の改正のみ、公式報告書（Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard, JOCE 1990 C 189, p.35）及びルガーノ条約の公式報告書（Jenard/Möller, JOCE 1990 C 189, p.57）を参照して簡単な説明を加える。

第三に、一九九九年一二月までに下された欧州司法裁判所の先決判決に基づき、簡単な注釈を加える（一九九八年五月までの裁判例の判決年月日順リストは Tagaras, Cah. dr. eur.

1999.247にある)。その際には、原則として判決主文のみを扱い、個々の事案の内容には判旨の理解に必要な場合にのみ簡潔にふれるにとどめ、より詳細な研究は個別研究に譲る(筆者のものとしては現在までのところ、「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所一九九五年三月七日判決について」論叢一四二巻五・六号一八一頁(一九九八)、「ブリュッセル条約における手続保障 訴状の送達を中心に」論叢一四四巻三・四号一九〇頁(二〇〇〇)がある)。

第四に、アムステルダム条約の発効により、今後はブリュッセル条約の改正は、共同体の派生法の形式でなされる(一九九九年七月一四日の欧州委員会による規則案、COM(1999) 348 finalを参照)。このために、改正前の状況を整理しておくことにも意味がある。

ブリュッセル条約についての欧州司法裁判所による解釈に関する一九七一年六月三日のルクセンブルク議定書は、ブリュッセル条約とは別に訳したが、ブリュッセル条約附属議定書は条約の関連条文の注において訳出した。

## 二 現在までの加入及び改正の経緯(第六二条参照)

一九六八年条約(JOCE(欧州共同体官報)1972 L 299, p.32. Jenardによる公式報告書は、JOCE 1979 C 59, p.1)。一九六八年九月二七日にブリュッセルで、ドイツ、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダが署名し、批准の後、一九七三年二月一日に発効した。

民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する一九六八年九月二七日の条約についての欧州司法裁判所による解釈に関する、一九七一年六月三日のルクセンブルク議定書(JOCE 1975 L 204, p.28. Jenardによる公式報告書は、JOCE 1979 C 59, p.66)。一九七五年九月一日に発効した。

一九七八年加入条約(JOCE 1978 L 304, p.1. Schlosserによる公式報告書は、JOCE 1979 C 59, p.71)。デンマーク、アイルランド及び連合王国の共同体加盟に伴い、三ヶ国の加入条約が一九七八年一〇月九日にルクセンブルクで署名され、原締約国六ヶ国とデンマークについては一九八六年一月一日に、連合王国については一九八七年一月一日に、アイルランドについては一九八八年六月一日に発効した。

一九八二年加入条約(JOCE 1982 L 388, p.1. Evrigenis/Kerameusによる公式報告書は、JOCE 1986 C 298, p.1)。ギリシャの共同体加盟に伴い、ギリシャの加入条約が一九八二年

一〇月二五日にルクセンブルクで署名され、連合王国以外について一九八九年四月一日に、連合王国については一九八九年一〇月一日に発効した。なお、実質的改正はない。

一九八九年加入条約(JOCE 1989 L 285, p.1. Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard による公式報告書は、JOCE 1990 C 189, p.35)。スペインとポルトガルの共同体加盟に伴い、両国の加入条約が一九八九年五月二六日にサン・セバスチャンで署名された。フランス、オランダ及びスペインについて一九九一年二月一日に、連合王国について一九九一年一二月一日に、ルクセンブルクについて一九九二年二月一日に、イタリアについて一九九二年五月一日に、ギリシャとポルトガルについて一九九二年七月一日に、アイルランドについて一九九三年一二月一日に、ドイツについて一九九四年一二月一日に、デンマークについて一九九六年三月一日に、ベルギーについて一九九七年一〇月一日に発効した。

一九九六年加入条約(JOCE 1997 C 15, p.1)。オーストリア、フィンランド及びスウェーデンの欧州連合加盟に伴い、三ヶ国の加入条約が一九九六年一月二九日に署名された。デンマーク、オランダ及びオーストリアについて一九九八年一二月一日に、ドイツ及びスウェーデンについて一九九九年一月一日に、スペイン及びフィンランドについて一九九九年四月一日に、イタリアについて一九九九年六月一日に発効した(Jayne/Kohler, Europäisches Kollisionsrecht 1999, IPRax 1999.402 による)。なお、実質的改正はない。

一九九六年加入条約を織り込んだ最新条文は、JOCE 1998 C 27, p.1 で見ることができる。ただし、公式に法的拘束力があるのは一九六八年条約及びその後の加入条約である。

## 翻訳と注釈

一九六八年九月二七日にブリュッセルで署名された、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約

### 前文

欧州経済共同体設立条約の締約国は、  
裁判の相互の承認執行が服する手続の簡素化を保障することを約定する、同条約第二二〇条の規定を実行することを欲し、

共同体内に所在する者の法的保護を強化することを望み、

このためには、国際関係における各国裁判所の管轄を決定すること、裁判、公の証書及び裁判上の和解の承認を容易化すること、並びにその執行を確保するための迅速な手続を創設することが、重要であると考え、

本条約を締結することを決定し、そのために以下の全権委員を任命した。

(全権委員名省略)

全権委員は、理事会のもとに会合し、互いにその全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の通り協定した。

#### 一 関連規定

(1) 一九八九年加入条約の前文には、ルガーノ条約への言及がある。

### 第一編 適用範囲

第一条 本条約は、裁判所の種類にかかわらず、民事及び商事事件に適用される。特に、租税、関税その他行政に関する事件には、これを適用しない。

次に掲げる事項は、本条約の適用から除外される。

- 一 自然人の身分及び能力、夫婦財産制、遺言並びに相続
- 二 破産、和議その他これに類する手続
- 三 社会保障
- 四 仲裁。

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第三条により、第一項第二文追加。

#### 二 判例

##### 1 第一項

(2) 航空の安全のための協力に関する一九六〇年の国際協定に基づき設立されたEurocontrolが航空会社に料金支払いを求めて勝訴した判決の執行の事案において、本条約、特に第三編の適用に際して、民事及び商事事件の概念の解釈については、関係国のいずれかの法によるべきではなく、一方では条約の目的及び体系、他方では各国法体系

の総体から引き出される一般原則を参照すべきである。公的機関と私人間の訴訟で、公的機関が公権力の行使として行動したものにおいて下された裁判には、条約は適用されない。一九七六年一〇月一四日判決、29/76, Rec., 1541.

(3) 民事及び商事事件には、公の水路の管理者が、公権力の行使として行った残骸引き上げのために要した費用の回収のために法律上責任を負う者に対して提訴した訴えは含まれない。一九八〇年一二月一六日判決、814/79, Rec., 3807.

(4) 民事事件には、学校の遠足の際に、注意義務に有責かつ違法に違反したことにより生徒に損害を与えた公立学校の教師に対して刑事裁判所で提起された損害賠償の訴えが含まれ、公法上の社会保険制度でそれが担保されていてもそうである。一九九三年四月二一日判決、C-172/91, Rec., I-1963.

## 2 第二項第一号

(5) 夫婦の財産への封印の貼付又は差押えのように、離婚手続中に仮保全処分を許可する決定は、離婚手続に関わる人の身分の問題若しくは婚姻関係から又はその解消から直接に生じる財産関係と、関連しているか又は密接に結びついているので、条約は適用されない。一九七九年三月二七日判決、143/78, Rec., 1055.

(6) 離婚手続中にフランス裁判官が月払いで扶養料を当事者の一方に支払うよう命じた仮処分の執行についても、フランス民法第二七〇条以下に基づき当事者の一方にフランス離婚判決が認める月払いでの仮の補償給付にも、条約は適用される。一九八〇年三月六日判決、120/79, Rec., 731.

(7) 夫による妻の財産の管理に関する訴訟において証拠として、ある文書を利用することを妨げるために、その返還を求める仮処分請求には、この管理が婚姻関係から直接に生じる財産関係と密接に関連しているならば、条約は適用されない。一九八二年三月三一日判決、25/81, Rec., 1189.

(8) 離婚手続で下された、一時金の支払い及び夫婦の一方から他方へ一定の財産の所有権の移転を命じる裁判は、後者の生計維持の保障を目的としているならば、扶養義務に関する裁判として、条約の適用範囲内である。原判決国裁判所がその裁判において夫婦財産契約の適用を排除したことは、この点に関して重要性を持たない。一九九七年二月二七日判決、C-220/95, Rec., I-1147.

## 3 第二号

(9) フランスの一九六七年の法律五六三号第九九条に基づき、法人の事実上の取締役に

破産財団への一定額の支払いを命じる、フランスの民事裁判所の裁判のようなものには、条約は適用されない。一九七九年二月二二日判決、133/78, Rec., 733.

#### 4 第四号

(10) 仲裁人の指定に関する国家裁判所での訴訟は条約の適用範囲外であり、それが仲裁合意の存在又は有効性を先決問題としていても同じである。一九九一年七月二五日判決、C-190/89, Rec., I-3855.

## 第二編 管轄

### 第一節 一般規定

第二条 本条約に別段の規定がある場合を除き、締約国の領域内に住所を有する者は、国籍のいかんにかかわらず、その国の裁判所に訴えられる。

住所を有する国の国籍を有しない者についても、その国の国民に適用される管轄規定が適用される。

第三条 締約国の領域内に住所を有する者は、本編第二節ないし第六節が定める規定に基づくほかは、他の締約国の裁判所に訴えられ得ない。

とりわけ、次に掲げる規定を適用することはできない。

ベルギー 民法第一五条及び裁判法第六三八条

デンマーク 民事訴訟法第二四六条第二項及び第三項

ドイツ 民事訴訟法第二三条

ギリシャ 民事訴訟法第四〇条

フランス 民法第一四条及び第一五条

アイルランド アイルランドに一時的に滞在する被告に対する訴訟手続を開始する文書の送達に基づく管轄に関する規則

イタリア 民事訴訟法第二条並びに第四条第一号及び第二号

ルクセンブルク 民法第一四条及び第一五条

オーストリア 管轄法第九九条

オランダ 民事訴訟法第一二六条第三項及び第一二七条

ポルトガル 民事訴訟法第六五条第一項 c、第六五条第二項及び第六五 a 条 c 並びに  
労働訴訟法第一一条

フィンランド 民事訴訟法第一〇章第一一条第一項第二、第三及び第四文。

スウェーデン 民事訴訟法第一〇章第三条第一項第一文

連合王国 以下に掲げる事由に基づく管轄規則

- a 連合王国に一時的に滞在する被告に対する訴訟手続を開始する文書の送達
- b 被告の財産が連合王国に所在すること
- c 連合王国に所在する財産の原告による差押え。

#### 一 改正

- (1) 第二項は新たな国の加入に伴い、一九七八年加入条約第四条、一九八二年加入条約第三条、一九八九年加入条約第三条及び一九九六年加入条約第二条により、改正された。

第四条 被告が締約国の領域内に住所を有しないときは、各締約国裁判所の管轄はその国の法により定める。ただし、第一六条についてはこの限りではない。

締約国の領域内に住所を有する者はその国籍のいかんにかかわらず全て、その国の国民と同様に、締約国の領域内に住所を有しない者に対して、その国で妥当している管轄規則、特に第三条第二項に掲げる規則を主張することができる。

## 第二節 特別管轄

第五条 締約国の領域内に住所を有する者は、次に定める場合においては、他の締約国の裁判所に訴えられる。

- 一 契約事件においては、請求の基礎となっている義務が履行された地又は履行されるべき地の裁判所。個別労働契約事件においては、この履行地は、労働者が通常その労務を給付する地であり、もし労働者が同一の国で通常その労務を給付しているのではない場合には、雇用者は、労働者を雇用した営業所の所在地の裁判所でも訴えられる。
- 二 扶養義務事件においては、扶養権利者が住所又は常居所を有する地の裁判所、並びに、請求が身分に関する訴えに附随してなされ、その法廷地法上この訴えにつき管轄が認められるときは、その裁判所。ただし、その裁判所の管轄が、当事者の一方の国

籍のみに基づいているときは、この限りでない。

三 不法行為又は準不法行為事件においては、損害をもたらす事実が発生した地の裁判所

四 犯罪に基づく損害賠償又は原状回復請求の訴えについては、公訴が提起された刑事裁判所。ただし、その国の法律上、このような民事上の請求についても裁判することができる場合に限る。

五 支店、代理店その他の営業所の業務に関する紛争については、これらの所在地の裁判所

六 制定法の規定又は書面若しくは書面による確認を伴った口頭での合意に基づいて設定された信託に関する、委託者、受託者又は受益者の地位については、信託がドミサイルを有する地の属する締約国の裁判所

七 積荷又は運賃債権の救助を理由とする報酬支払いに関する紛争については、次に掲げる裁判所

a 支払い保全のため、当該積荷又は運賃債権が差押えられた管轄区域の裁判所

b そのような差押えがなされるはずであったが、それに代わる保証その他の担保が提供された管轄区域の裁判所

ただし、本号の規定は、被告が積荷若しくは運送債権に対する権利を有するか、又は救助の時点にそのような権利を有したことが、主張された場合にのみ適用される。

## I 第一号

### 一 改正

(1) フランス語版とオランダ語版は一九七八年加入条約第五条第一項で、基準となる義務が請求の基礎となっている義務であることを明確化した。

(2) 個別労働契約に関する後段は、一九八九年加入条約第四条で追加。後掲一九八二年五月二六日判決及び前掲一九八七年一月一五日判決（判決理由一六）の解釈を明文化したルガーノ条約と同趣旨であるが、ルガーノ条約締結後に下された後掲一九八九年二月一五日判決を考慮して、ルガーノ条約よりも労働者をより保護している。すなわち、労働者が同一の国で通常その労務を給付しているのでない場合、労働者を雇用した営業所所在地の裁判所の管轄は、ルガーノ条約とは異なり、一九八九年改正後ブリュッセル条約第五条第一号では、労働者が原告の場合に限られる。以上につき、Almeida



Cruz/Desantes Real/Jenard, op.cit., p.44 et s., Jenard/Möller, op.cit., p.72 et s.を参照。

## 二 関連規定

- (3) 附属議定書第一条 ルクセンブルクに住所を有する者は、条約第五条第一号に基づき他の締約国裁判所に訴えられたときには、その裁判所の管轄を拒絶することができる。被告が欠席した場合には、裁判所は職権により無管轄を宣言するものとする。

## 三 判例

### 1 適用範囲

- (4) 請求原因である契約の成立自体が当事者間で争われている場合であっても、本号は適用される。一九八二年三月四日判決、38/81, Rec., 825.
- (5) 団体の構成員の、その団体との構成関係に基づく金銭支払い義務は、当該義務が加入から直接生じたか、加入と団体機関の決定から生じたかにかかわらず、契約事件にあたる。一九八三年三月二二日判決、34/82, Rec., 987.
- (6) 独立商事代理店契約の濫用的解除及び当該契約に基づき支払われるべき手数料の支払いに関する訴訟は、契約事件にあたる。一九八八年三月八日判決、9/87, Rec., 1539.
- (7) ある物の第三取得者と、その直接の売主でない製造者との間の、その物の欠陥又は所定の使用に適合しないことを理由とする訴えには、本号は適用されない。一九九二年六月一七日判決、C-26/91, Rec., I-3967.
- (8) 後掲一九九八年一〇月二七日判決、C-51/97 も参照。

### 2 基準となる義務

- (9) 総代理店契約に違反したとして、総代理店が商品供給者を訴える訴訟においては、本号の義務とは、訴えの基礎となる契約上の義務、すなわち、総代理店の請求を根拠付けるために援用された契約上の権利に対応する商品供給者の義務であり、損害賠償の支払い又は契約の解除のような、総代理店契約の商品供給者による違反の結果に関する訴えにおいては、商品供給者に対して契約から生じる義務であって、損害賠償請求又は総代理店からの契約解除を根拠付けるためにその不履行が主張されている義務である。また、法廷地国には総代理店保護のための強行法があり、総代理店への補償金支払が規定されていたところ、補償金支払を求める訴えについてそれが、独立の契約上の義務なのか、履行されなかった契約上の義務に代わる義務かを契約準拠法に従って判断するのは、国内裁判所である。一九七六年一〇月六日判決、14/76, Rec., 1497.
- (10) 建築計画の作成を請け負った建築家が提起した報酬支払いの訴えに関する訴訟に

において、本号の義務とは、訴えの具体的な基礎となる契約上の義務である。一九八七年一月一五日判決、266/85, Rec., 239.

(11) 同一の契約から生じた二つの同列の義務に基づく訴えの場合、受訴裁判所所属国の抵触規則によると一方がその国で他方は別の締約国で履行されるべきときには、その裁判所は訴えの全体については管轄がない。一九九九年一〇月五日判決、C-420/97, Rec., I-6747.

### 3 履行地の決定

(12) 義務が履行された又はされるべき地とは、受訴裁判所の抵触規則により決まる係争義務の準拠法に従って決定される。一九七六年一〇月六日判決、12/76, Rec., 1473, 一九九九年九月二八日判決、C-440/97, Rec., I-6307. これは、商品の製造及び供給契約に基づく、注文者の代金支払い義務の履行地について、上記の抵触規則が一九六四年のハーグ国際売買統一法を準拠法とする場合でも同じである。一九九四年六月二九日判決、C-288/92, Rec., I-2913.

(13) 契約上の義務の履行地が、契約準拠法に従い有効な条項によって両当事者により指定されたならば、第一七条が規定する方式要件の遵守にかかわらず、その地の裁判所は本号により、この義務に関する紛争について管轄を有する。一九八〇年一月一七日判決、56/79, Rec., 89. しかしながら、債務者がなすべき給付を実際に履行すべき地を決定することを目的としていない、履行地の口頭の合意は、本号ではなく、第一七条により規律され、同条の要件が満たされている場合にしか有効ではない。一九九七年二月二〇日判決、C-106/95, Rec., I-911.

### 4 個別労働契約

(14) なお、以下の判決のうちで、一九九七年一月九日判決のみが一九八九年改正後の規定を適用したものである。

(15) 独立の労働者と会社との間の商事代理人契約から生じる義務に基づく訴えの場合、本号の適用に関して考慮されるのは、この契約を特徴付ける義務である。一九八二年五月二六日判決、133/81, Rec., 1891.

(16) 労働契約事件において考慮される義務は、契約を特徴付ける義務、特に、合意された労務を行う義務であり、それが締約国の域外で履行されたか、されるべき場合には、本号は適用されず、管轄は第二条に従い定まる。一九八九年二月一五日判決、32/88, Rec., 341.

(17) 労働者がその活動を複数の締約国で行う労働契約の場合には、契約を特徴付ける義務が履行された又はされるべき地とは、労働者が使用者に対するその義務を主として給付する地又はそこから給付する地である。一九九三年七月一三日判決、C-125/92, Rec., I-4075.

(18) 労働者がその労働契約の履行のために複数の締約国でその活動を行う場合、労働者が通常労務を給付する地とは、労働者がその業務活動の実際の中心地を設置した地である。その地の具体的決定のためには、労働者が締約国の一つでその労働時間の主要部分を行い、そこにオフィスを持ちそこで雇用者のためのその活動を管理し外国への各業務出張後はそこに戻ってくるという事情を考慮するべきである。一九九七年一月九日判決、C-383/95, Rec., I-57.

## II 第二号

### 一 改正

(19) 一九七八年加入条約第五条第三項により、「並びに」以下が追加。

### 二 判例

(20) 条約を国内法化したアイルランドの一九八八年の法律では、扶養権利者を、扶養命令が定める扶養料についての権利を有する者と定義していたために質問がなされた事案で、扶養権利者とは、扶養事件に関する訴えを初めて提起する者も含む、全ての扶養原告を意味する。一九九七年三月二〇日判決、C-295/95, Rec., I-1683.

## III 第三号

### 一 判例

#### 1 適用範囲

(21) 先物取引の損失について顧客が、契約責任、不法行為責任及び不当利得を根拠に賠償を請求した事案において、不法行為又は準不法行為事件の概念は、被告の責任を問題とする全ての請求であって、第一号の契約事件にあたらぬものを含む、自律的概念である。本号に基づき、訴えのうちの不法行為を根拠とする部分について管轄を有する裁判所は、不法行為以外を根拠とする部分については管轄を有しない。一九八八年九月二七日判決、189/87, Rec., 5565.

(22) フランス法の債権者取消権のように、債務者が詐害的に行った不動産物権の譲渡行為を債権者に対して取り消すことを求めるような訴えには、本号は適用されない。一九九二年三月二六日判決、C-261/90, Rec., I-2149.

(23) 前掲一九九二年六月一七日判決、C-26/91 も参照。

(24) まず海上運送され次に陸上運送された際に損傷が認められた積荷の受取人又はその損害を補償しその権利に代位する保険者から、海上運送をカバーする船荷証券に基づいて、その船荷証券の発行人にではなくて実際の海上運送人に対してその損害賠償を求める訴えには、本条第一号ではなく第三号が適用される。一九九八年一〇月二七日判決、C-51/97, Rec., I-6511.

## 2 損害をもたらす事実が発生した地

(25) 損害をもたらす事実が発生した地とは、不法行為又は準不法行為責任を生じさせる事実が所在する地と、この事実が損害を引き起こした地とが同一ではない場合においては、損害が生じた地と、原因事実地の両方を含む。したがって、損害が生じた地の裁判所と、この損害の原因となった原因事実地の裁判所のいずれにも、原告はその選択により、被告を訴えることができる。一九七六年十一月三〇日判決、21/76, Rec., 1735.

(26) 複数の締約国で頒布された出版物の記事による名誉毀損の場合には、被害者は出版者に対して、名誉を毀損する出版物の出版者の設立地の締約国裁判所で訴えを提起することができ、その裁判所は名誉毀損から生じた損害全体について管轄を有する。また、出版物が頒布されかつ被害者がその名誉に対して損害を被ったと主張している各締約国の裁判所でも訴えを提起することができ、その裁判所はそれぞれ、その国で生じた損害についてのみ管轄を有する。一九九五年三月七日判決、C-68/93, Rec., I-415.

(27) ある事実が損害をもたらすものかの判断の要件及び、名誉毀損の被害者が主張する損害の存在及び範囲の証明の要件は、本条約に属するのではなく、本条約の有効性を害さない限りにおいて、受訴裁判所の国内法上の抵触規則が指定する実質法により規律される。前掲一九九五年三月七日判決、C-68/93.

(28) 損害をもたらす事実の直接の被害者の損害の、間接的な結果である損害を主張する原告が、自分の財産に損害を確認した地の裁判所で、加害者を訴えることはできない。一九九〇年一月一日判決、C-220/88, Rec., I-49.

(29) 損害をもたらす事実が発生した地には、他の締約国で生じて被った最初の損害の、後続的な財産的損害を被害者が被ったと主張する地は含まれない。一九九五年九月一九日判決、C-364/93, Rec., I-2719.

(30) まず海上運送され次に陸上運送された後に積荷の受取人が、引き渡された積荷の損害の存在を確認したにすぎない地は、損害をもたらす事実が生じた地にあたらない。前

掲一九九八年一〇月二七日判決、C-51/97.

#### IV 第四号

##### 一 関連規定

(31) 附属議定書第二条 締約国に住所を有する者が、その本国でない他の締約国において非故意犯として訴追されたときは、その者が自ら出頭しない場合でも、権限が認められる者により防御をすることができる。ただし、より有利な国内法上の規定の適用を妨げない。

前項の規定にかかわらず、裁判所は被告人に自ら出頭することを命じることができる。出頭しない場合に、被告に防御の機会が与えられずに、民事上の請求について下された裁判は、他の締約国はその承認及び執行を拒むことができる。

##### 二 判例

(32) 附属議定書第二条の非故意犯とは、刑法上罰せられる作為又は不作為を犯す意思の存在が、明示的であれ犯罪自体の性質からであれ、要求されない犯罪の全てを含み、被告人に認められる出頭せずに防御をする権利は、訴追されている犯罪を構成する事実から生じる被告の民事責任が請求されているか又は後に問題とされうる限りにおいて、非故意犯に関する全ての刑事手続に及ぶ。一九八一年五月二六日判決、157/80, Rec., 1391.

#### V 第五号

##### 一 判例

(33) 総代理店契約に違反したとして、総代理店がその本拠地国で商品供給者を訴えた事案において、総代理店は、商品供給者の統制にも指揮にも服さない場合には、商品供給者の支店、代理店その他の営業所ではない。前掲一九七六年一〇月六日判決、14/76.

(34) 本号の概念は、締約国の全体で共通の自律的解釈がなされ、支店、代理店その他の営業所とは、本店の延長として外部に継続的に現れている活動の中心で、第三者との取引を交渉できるような指揮と物理的設備を備え、第三者が、外国に本拠がある本店との間で法律関係が成立することを知りつつも、直接本店に連絡せずに、本店の延長をなす活動の中心と取引を締結できるものを意味する。一九七八年一月二二日判決、33/78, Rec., 2183.

(35) 法律上の地位によるとその主な活動を構成することと代理することを受任した会社のためにさく労働時間の決定について自由であり、同一の製造又は販売分野における競合する複数の会社を代理することが禁止されておらず、注文は伝達するだけでその決

済にも履行にも関与しない独立の代理商は、支店、代理店その他の営業所にあたらぬ。  
一九八一年三月一八日判決、139/80, Rec., 819.

(36) ある締約国の法人が、別の締約国で同一の名称と同一の指揮を有する独立の会社を使って活動しており、後者がその名称で取引を交渉して締結し、前者の延長とみなされる場合には、本号は適用される。一九八七年一月九日判決、218/86, Rec., 4905.

(37) 業務とは、支店、代理店その他の営業所が所在する不動産の賃貸借やそこで働く労働者の雇用に関する訴えのような、支店等の狭義の管理に関する契約上及び契約外の権利義務に関する訴え並びに、本店の名で上記のような活動の中心がした契約でこの活動の中心が所在する締約国で履行されるべきものに関する訴え並びに上記の意味の支店等が所在地で本店の計算で行った活動にその原因がある契約外債務に関する訴えを含む。上記の活動の実際の中心の存在を確認させる証拠及び、上記の業務の概念にあたるかを決定するための証拠を明らかにするのは、国内裁判所である。前掲一九七八年一月二二日判決、33/78.

(38) 支店、代理店その他の営業所の業務に関する紛争は、本店の名で支店が引き受けた当該義務が支店所在地の締約国で履行されるべきことを、前提としていない。一九九五年四月六日判決、C-439/93, Rec., I961. 前掲一九七八年一月二二日判決、33/78 を比較参照せよ。

## VI 第六号と第七号

### 一 改正

(39) 一九七八年加入条約第五条第四項により追加。

第六条 締約国の領域内に住所を有する者は、次に定める場合においても、他の締約国裁判所に訴えられる。

- 一 共同被告については、被告のうちのいずれかの住所地の裁判所
- 二 担保のための訴え又は参加による訴えについては、本訴の係属する裁判所。ただし本訴が、本来の管轄裁判所の管轄を妨げるためにのみ提起されているときは、この限りでない。
- 三 本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく反訴については、本訴の係属する裁判所
- 四 契約事件において、訴えが同一の被告に対する不動産物権に関する訴えと併合できるときには、当該不動産が所在する締約国の裁判所。

## I 第一号

### 一 判例

(1) 本号の適用には、同一の原告により異なる被告に対して提起された請求の間に、別々に判決すると生じうる矛盾する解決を避けるために、請求を一緒に判決することに利益があるような関連関係がなければならない。前掲一九八八年九月二七日判決、189/87.

(2) 締約国の領域内に住所を有する被告を、締約国の領域外に住所を有する共同被告に対してなされている訴えが係属している他の締約国の裁判所に本号に基づいて訴えることは、紛争が関連しているだけでなく分離不可能でもあることを理由としてもできない。前掲一九九八年一〇月二七日判決、C-51/97.

## II 第二号

### 一 関連規定

(3) 附属議定書第五条（オーストリア加入のため一九九六年加入条約第八条により改正）

担保のための訴え又は参加による訴えに関する、条約第六条第二号及び第一〇条が定める管轄は、ドイツ及びオーストリアにおいては主張することができない。他の締約国の領域内に住所を有する者は、ドイツ及びオーストリアの裁判所にはそれぞれ、以下の規定に従って呼び出される。

ドイツには、訴訟告知について適用される民事訴訟法第六八条及び第七二条ないし第七四条

オーストリアには、訴訟告知について適用される民事訴訟法第二一条

他の締約国において、条約第六条第二号及び第一〇条に基づいて下された裁判は、ドイツ及びオーストリアにおいて、第三編の規定に従い承認及び執行されなければならない。ドイツ及びオーストリアにおいて下された判決により、前項の適用に基づき、第三者に対して生じる効力も、他の締約国においても承認される。

### 二 判例

(4) 締約国に住所を有する被告が第五条第一号に基づき他の締約国裁判所に訴えられた場合、この裁判所は、本号に基づき、別の締約国に住所を有する者に対して提起された担保のための訴えについても管轄を有するが、本号は国内裁判所に担保のための訴えを受理することを義務づけるものではなく、その訴えが受理できるかを決定するために国内法上の手続規定を適用することができる。ただし、この点についての条約の有効性を

損なうことは許されず、とりわけ、担保被告が別の締約国に居住し又は住所を有することを理由に、担保のための訴えを却下することはできない。一九九〇年五月一五日判決、C-365/88, Rec., I-1845.

### III 第三号

#### 一 判例

(5) 本号は、別個の判決の宣告を求める被告の請求だけに適用され、被告が単なる防御方法として、原告に対して有する債権を主張する場合には適用されない。主張しうる防御方法やその要件は、各国内法が規律する。一九九五年七月一三日判決、C-341/93, Rec., I-2053.

### IV 第四号

#### 一 改正

(6) 一九八九年加入条約第五条で追加。ルガーノ条約にならったもの。Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard, op.cit., p.45 et s., Jenard/Möller, op.cit, p.74 を参照。

第六条 a 船舶の使用又は運航に基づく責任に関する訴えについて本条約に基づいて管轄を有する締約国の裁判所又はその国の法に基づきそれに代わる裁判所は、責任制限に関する申立についても管轄を有する。

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第六条により追加。

## 第三節 保険事件の管轄

第七条 保険事件における管轄は、本節による。ただし、第四条及び第五条第五号の適用を妨げない。

第八条 締約国の領域内に住所を有する保険者は、次のいずれかの裁判所に訴えられる。

- 一 保険者が住所を有する締約国の裁判所
- 二 保険契約者が住所を有する締約国の裁判所



### 三 共同保険者の場合には、代表保険者に対する訴えが係属する締約国の裁判所

保険者が、締約国の領域内に住所を有していない場合であっても、その者が締約国に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、その業務に関する紛争については、その締約国の領域内に住所を有するものとみなす。

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第七条により改正。改正点は、改正前第一項第三号が、共同保険者のいずれかの住所地国裁判所の管轄を認めていたのを現在のように改正したこと、「保険者は、当該保険契約の締結に携わった仲立人の住所地の裁判所においても、その法廷地法が管轄を認める場合には、訴えられ得る。ただし、その住所が保険証券又は保険申込書に記載されている場合に限る」としていた改正前第二項を削除し、その結果、改正前第三項が第二項に繰り上がったことである。

第九条 責任保険又は不動産に関する保険については、保険者は、損害をもたらす事実が生じた地の裁判所にも訴えられる。動産と不動産が同一の保険契約により付保されておりかつ同一の事故により損害が生じた場合も、同様である。

第一〇条 責任保険については、保険者は、被保険者に対する被害者の訴えが係属する裁判所においても、訴えられる。ただし、その法廷地法が認めるときに限る。

第七条ないし第九条の規定は、被害者により保険者に対して直接提起された訴えにも適用する。ただし、直接請求が認められる場合に限る。

直接請求に関する法律が、保険契約者又は被保険者に対する訴訟引き込みないし訴訟告知を規定しているときには、この裁判所はこれらの者に対しても管轄を有する。

第一一条 保険者は、第一〇条第三項の場合を除き、被告が保険契約者、被保険者又は保険金受取人のいずれかにかかわらず、被告が住所を有する締約国の裁判所においてのみ訴えを提起しうる。

本節の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

第一二条 本節の規定は、次のいずれかの場合にのみ、これと異なる合意をすることができる。

- 一 紛争が生じた後に合意がされたとき
- 二 その合意が、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対し、本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき
- 三 契約締結時に同一の締約国に住所又は常居所を有する保険契約者と保険者の間の合意であって、その国の裁判所に、たとえ損害をもたらす事実が外国で発生した場合であっても、管轄を認めることを目的とするとき。ただし、その国の法が、このような合意を禁止しているときは、この限りではない。
- 四 締約国に住所を有しない保険契約者との間でその合意がされたとき。ただし、強制保険又は締約国に所在する不動産に関する保険については、この限りではない。
- 五 第一二条 a に掲げるいずれかの危険を填補する保険契約に関する合意のとき。

一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第八条により、第三号が「同一の締約国に住所を有する」であったのが現在のように「契約締結時に...又は常居所を有する」と修正され、第四号と第五号が追加された。

第一二条 a 第一二条第五号の危険とは、次に掲げるものをいう。

- 一 次に掲げる滅失又は損害
  - a 海上航行船舶、沿岸若しくは公海上の建造物、又は航空機について、その商業目的のための使用に関連する事実から生じた滅失又は損害
  - b 旅客の手荷物を除き、運送の全部又は一部を海上航行船舶若しくは航空機によつた運送品の滅失又は損害。
- 二 旅客の人損又は手荷物の損害に対する責任を除き、次に掲げる責任
  - a 第一号 a の海上航行船舶、建造物若しくは航空機の使用又は運航から生じた責任。ただし、航空機が登録されている締約国法が、このような危険の保険について、管轄合意を禁止しているときは、この限りではない。
  - b 第一号 b の運送中の物より生じた滅失又は損害
- 三 第一号 a の海上航行船舶、建造物若しくは航空機の使用又は運航に伴う金銭上の損

失、特に運賃又は傭船料の損失

四 第一号ないし第三号で定めるいずれかに付随的に関連するその他の危険。

一 改正

(1) 一九七八年加入条約第九条により追加。

#### 第四節 消費者契約事件の管轄

一 改正

(1) 一九七八年加入条約第一〇条により改正された。

(2) 一九六八年版第四節 割賦行為事件の管轄

第一三条 動産の割賦販売、又は動産購入代金の融資を直接の目的とし割賦弁済される金銭消費貸借に関する事件の管轄は、本節の規定による。ただし、第四条及び第五条第五号の適用を妨げない。

第一四条 締約国の領域内に住所を有する売主若しくは貸主は、その住所地国の裁判所又は買主若しくは借主が住所を有する締約国の裁判所において、訴えられる。

売主の買主に対する訴え及び貸主の借主に対する訴えは、被告が住所を有する国の裁判所においてのみ提起することができる。

前二項の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

第一五条 本節の規定は、次のいずれかの場合にのみ、これと異なる合意をすることができる。

一 紛争が生じた後に合意がされたとき

二 その合意が、買主又は借主に対し、本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき

三 同一の締約国に住所又は常居所を有する買主と売主又は借主と貸主との間の合意であって、その国の裁判所に管轄を認めることを目的とするとき。ただし、その国の法がこのような合意を禁止しているときは、この限りではない。

二 判例

(3) 一九七八年改正前第一三条の動産の割賦販売には、会社同士の間で合意された機械

の売買で、代金が分割払いされるものは含まれない。一九七八年六月二一日判決、150/77, Rec., 1431.

第一三条 その職業上の活動とは関係ないとみなしうる用途のために締結された契約（以下、この者を消費者という）事件の管轄は、次に掲げる契約については、本節の規定による。ただし、第四条及び第五条第五号の適用を妨げない

- 1 動産の割賦販売契約
- 2 動産購入代金の融資を目的とする、割賦弁済される金銭消費貸借その他の信用授与契約
- 3 その他役務又は動産の供給を目的とする契約で、
  - a 契約締結に先立ち、消費者の住所地国において、特別の申込又は広告が行われており、かつ
  - b 消費者がその国で契約締結に必要な行為を行ったとき。

消費者の契約の相手方が、締約国の領域内に住所を有していない場合であっても、その者が締約国に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、その業務に関する紛争については、その締約国の領域内に住所を有するものとみなす。

本節は、運送契約には適用しない。

#### 一 判例

- (1) 消費者から先物取引の損失の賠償支払いについての債権を譲受けた会社が原告としてその債権の支払いを求める訴えを起こした事案において、その職業上の活動のために行動する原告であって自分自身は、第一項列挙のいずれかの契約の消費者ではない者は、本節の特別管轄規則を利用できない。一九九三年一月一九日判決、C-89/91, Rec., I-139.
- (2) 現在の業務活動のためでなくとも将来の業務活動のために契約を締結した者は、消費者とはみなされない。一九九七年七月三日判決、C-269/95, Rec., I-3767.
- (3) 契約の一方当事者が動産をあるモデルに従って、しかしいくつかの変更を加えて製作し、その者はその所有権を相手方に移転し、相手方は対価として複数回に分けて代金を支払うことを約束し、最後の支払いは、この物の占有が終局的に相手方に移転される前に行われると契約に定められているような契約は、当事者がこの契約をたとえ売買契約であるとしても本条第一項第一号は適用されず、そのような契約は第三号の役務

又は動産の供給を目的とする契約であり、具体的にそれにあたるかは国内裁判所が決定する。一九九九年四月二七日判決、C-99/96, Rec., I-2277.

第一四条 消費者が契約の相手方に対してなす訴えは、相手方が住所を有する締約国の裁判所又は消費者が住所を有する締約国の裁判所において提起することができる。

契約の相手方が消費者に対してなす訴えは、消費者が住所を有する締約国の裁判所においてのみ提起することができる。

前二項の規定は、本節の規定に従い本訴が係属する裁判所において、反訴を提起する権利を損なうものではない。

#### 一 判例

(1) 消費者の住所地国の裁判所が本条第一項後段を適用して管轄を有するには、契約の相手方が締約国に住所を有するか又は第一三条第二項の適用によりそのようにみなされる場合でなければならない。一九九四年九月一五日判決、C-318/93, Rec., I-4275.

第一五条 本節の規定は、次のいずれかの場合にのみ、これと異なる合意をすることができる。

- 1 紛争が生じた後に合意がされたとき
- 2 その合意が、消費者に対し、本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるとき
- 3 契約締結時に、同一の締約国に住所又は常居所を有する消費者と相手方との間の合意であって、その国の裁判所に管轄を認めることを目的とするとき。ただし、その国の法がこのような合意を禁止しているときは、この限りではない。

#### 第五節 専属管轄

第一六条 次の裁判所は、住所のいかんを問わず、専属管轄を有する。

- 一 a 不動産物権及び不動産賃貸借に関する事件においては、不動産が所在する締約国の裁判所
- b しかしながら、連続する六ヶ月以内の一時的な個人的使用のために締結された不

- 動産賃貸借に関する事件については、所有者及び賃借人が自然人でありかつ同一の締約国に住所を有する場合には、被告が住所を有する締約国の裁判所も管轄を有する。
- 二 会社その他の法人の設立の有効無効若しくは解散、又はその機関の決議に関する事件においては、会社その他の法人が本拠を有する締約国の裁判所
- 三 公簿への登記の有効性に関する事件においては、公簿を備置する締約国の裁判所
- 四 特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利の、登録又は効力に関する事件においては、寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか、又は国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる締約国の裁判所
- 五 裁判の執行に関する事件においては、執行地の締約国裁判所。

## I 第一号

### 一 改正

(1) bは一九八九年加入条約第六条で追加された。追加前の第一号に関して一九八五年一月一五日判決、241/83, Rec., 99 は、ドイツ居住者同士のイタリアの別荘の短期賃貸借の事案に関して、本号は全ての不動産賃貸借契約に適用があり、バカンス用別荘の短期の利用だけに関する場合にも適用であると判断していた。そこで短期賃貸借に関する例外規定を設ける意見が主張され、ルガーノ条約にも同趣旨の規定が入れられたが、一九八九年加入条約とルガーノ条約とでは若干内容が異なる。bの例外規定が適用されるのは、ルガーノ条約の場合には、賃借人が自然人でかつ当事者のいずれも不動産所在地国に住所を有しない場合でよいが、ブリュッセル条約の場合には所有者と賃借人が自然人でかつ両者が同一の締約国に住所を有する場合でなければならない。また、ルガーノ条約の場合には、附属議定書第一条bに基づき、第一六条第一号bを適用して下された他国の判決を自国が不動産所在地国の場合に承認しないとの留保が可能である。以上につき、Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard, op.cit., p.46 et s., Jenard/Möller, op.cit, p.74 et s.を参照。

### 二 判例

- (2) 不動産賃貸借に関する事件とは、第三者から貸主が賃借している不動産内で、借主により行われる営業の利用に関する契約を含まず、これは訴えの対象である契約の存在について争いがあっても同じである。一九七七年一二月一四日判決、73/77, Rec., 2383.
- (3) 本号の専属管轄に属するのは、不動産賃貸借契約から生じる貸主と借主のそれぞれの義務に関する全ての紛争で、特に、不動産賃貸借契約の存在若しくは解釈、その期間、

貸主への不動産の占有の返還、借主による損害の修繕、又は賃料及び、水道、ガス及び電気料金のような借主が付随的に支払うべき料金の支払いである。これに対して、本件事案では別荘の貸主も借主と同時期にその別荘を利用したが借主の行動により別荘を快適に利用できなかったところ、賃貸借の目的物の利用に間接的にしか関係しない紛争、例えばバカンスを享受できなかったことや旅行費用に関する紛争は、本号の専属管轄に属しない。前掲一九八五年一月一五日判決、241/83.

(4) 二つの締約国に所在する不動産についての賃貸借契約の存在に関する訴訟においては、各締約国の裁判所が、その領域内に所在する不動産に関して専属管轄を有する。一九八八年七月六日判決、158/87, Rec., 3791.

(5) 不動産に関する処分行為を、債務者が債権者の権利を害するために行ったことを理由に、債権者に対抗できないことを求める債権者の訴えには、本号は適用されない。一九九〇年一月一〇日判決、C-115/88, Rec., I-27.

(6) ある締約国に本拠を有する旅行業者がその国に住所を有する顧客との間でその国で締結した契約で、業者が所有していない他の締約国に所在するバカンス用住居の数週間の使用及び旅行の予約の確保を顧客に提供する契約には、本号は適用されない。一九九二年二月二六日判決、C-280/90, Rec., I-1111.

(7) ある者が受託者としての資格で不動産を所持していることの確認と、原告が法律上の所有者となるために必要な書類を作成することを命じることを目的とする訴えには、本号は適用されない。一九九四年五月一七日判決、C-294/92, Rec., I-1717.

(8) 所有権移転の取消後に提起された、取消までの間の買主による当該住居の利用に対する補償支払請求には、本号は適用されない。一九九四年六月九日判決、C-292/93, Rec., I-2535.

## II 第四号

### 一 関連規定

(9) 附属議定書第五条 d (一九七八年加入条約第二九条により追加) 一九七五年一月一五日にルクセンブルクで署名された、共同市場のための欧州特許に関する条約第八六条の規定の適用により、共同体特許とならない欧州特許については、その登録又は効力に関する訴えは、住所のいかんにかかわらず、当該特許を付与した締約国の裁判所が専属管轄を有する。ただし、一九七三年一〇月五日にミュンヘンで署名された、欧州特許の付与に関する条約で定める、欧州特許庁の管轄を妨げない。

## 二 判例

(10) 特許権の登録又は効力に関する事件とは自律的概念であり、特許権の申請がなされたか又は既に特許権が付与された発明の発明者である被用者と、その雇用者との間の紛争は、この特許権についてその労働関係から生じる権利に関する訴訟の場合には、これにあたらぬ。一九八三年一月一五日判決、288/82, Rec., 3663.

## III 第五号

### 一 判例

(11) ドイツ民事訴訟法第七六七条が規定するような執行異議の訴えは、本号にあたる。しかし本号は、執行異議の訴えにより執行地の締約国裁判所で、執行が請求されている権利と、独立の訴えであればこの裁判所が管轄を有しないはずの債権との間の相殺を、請求することを認めるものではない。一九八五年七月四日判決、220/84, Rec., 2267.

(12) フランス法の債権者取消権のように、債務者が詐害的に行った不動産物権の譲渡行為を債権者に対して取り消すことを求めるような、国内法が規定する訴えには、本号は適用されない。前掲一九九二年三月二六日判決、C-261/90.

## 第六節 管轄合意

第一七条 当事者の少なくとも一人が締約国の領域内に住所を有する場合、特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決のため、締約国の裁判所の管轄を当事者が合意したときには、この裁判所は専属管轄を有する。この管轄合意は、次のいずれかの方式で締結されなければならない。

- a 書面又は書面による確認を伴った口頭による方式
- b 当事者間で確立している慣行に従った方式
- c 国際取引においては、両当事者が知り又は当然知るべきであった慣習で、国際取引において関連する特定の取引分野で同じ種類の契約をする者に広く知られ、かつ、通常一般に遵守されている慣習に従った方式。

このような合意の当事者のいずれも、締約国の領域内に住所を有しないときには、指定された裁判所が管轄を否定した場合を除き、他の締約国の裁判所はその紛争について管轄を有しない。

信託証書において、締約国の裁判所が指定されるときは、委託者、受託者若しくは受



益者相互の関係、又はこれらの者の信託上の権利義務に関して、これらの者に対する訴えについて、この裁判所が専属管轄を有する。

管轄合意及び信託証書における類似の条項は、第一二条若しくは第一五条の規定に反する場合、又は第一六条による裁判所の専属管轄に反するときには、効力を有しない。

管轄合意が当事者の一方の利益のためにのみなされたときには、この当事者は本条約に基づき管轄が認められる他の全ての裁判所に提訴する権利をなお有する。

個別労働契約事件においては、管轄合意は、紛争が生じた後になされた場合、又は被告の住所地の裁判所若しくは第五条第一号が指定する以外の裁判所に提訴するために労働者がその合意を主張する場合の他は、効力を有しない。

#### 一 改正

- (1) 一九六八年版第一七条 当事者の少なくとも一人が締約国の領域内に住所を有する場合、書面による合意又は書面による確認を伴った口頭でなされた合意により、特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決のため、締約国の裁判所の管轄を合意したときには、この裁判所は専属管轄を有する。

管轄合意は、第一二条若しくは第一五条の規定に反する場合、又は第一六条による裁判所の専属管轄に反するときには、効力を有しない。

(現第四項と同じ。省略)

- (2) 一九七八年加入条約第一条により改正。改正点は、第一項について、国際取引の場合の慣習による方式を追加したことと、両当事者とも締約国に住所を有しない場合についての第三文を追加したこと、信託に関する第二項を追加したこと、改正前の第二項が信託に関する必要な修正を加えて第三項となったこと、改正前の第三項が第四項となったことである。

- (3) 一九七八年版第一七条 当事者の少なくとも一人が締約国に住所を有する場合、特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決のため、締約国の裁判所の管轄を合意したときには、この裁判所は専属管轄を有する。この管轄合意は、書面によるか、書面による確認を伴った口頭によるか、又は国際取引においては、両当事者が知り又は当然知るべきであった当該取引分野における慣習に従った方式により、締結されなければならない。このような合意の当事者のいずれも、締約国の領域内に住所を有しないときには、指定された裁判所が管轄を否定した場合を除き、他の

締約国の裁判所はその紛争について管轄を有しない。

(第二項ないし第四項は現行の条文と同じ。省略。)

(4) 一九八九年加入条約第七条により改正。改正点は、第一項について、後掲一九七六年一月四日判決、25/76 を考慮して第 b 号の方式を追加して明確化したことと、第 c 号を一九八〇年のウィーン国連動産売買条約第九条第二項に合わせてより明確にしたこと、個別労働契約に関する第五項を追加したことである。第五項は、ルガーノ条約と同様に労働者の保護のために追加されたが、ルガーノ条約とは異なり、管轄合意が紛争の発生前になされた場合であっても、労働者が雇用者を提訴するために管轄合意を主張する場合にも有効とされている。以上につき、Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard, op.cit., p.47 et s., Jenard/Möller, op.cit, p.76 et s.を参照。

## 二 関連規定

(5) 附属議定書第一条 条約第一七条に定める管轄合意は、ルクセンブルクに住所を有する者については、その者が明示的かつ特別に承諾する場合にのみ効力を有するものとする。

(6) この規定に関して、明示的かつ特別に承諾されたとみなされるのは、条約第一七条が求める書面による方式に加えて、管轄合意条項が、そのために個別にかつそれだけにあてられた規定の対象となっていてその規定にルクセンブルクに住所を有する当事者が特別に署名した場合だけであり、契約全体への署名では、この点について十分ではない。しかしながら、この条項が契約証書とは別個の書類に記載されていることまでは必要ではない。一九八〇年五月六日判決、784/79, Rec., 1517.

## 三 判例

### 1 適用範囲

(7) 時間的適用範囲について後掲一九七九年十一月一三日判決、25/79 を参照。

(8) 異なる国に住所を有する売買契約の両当事者が、それぞれ自国の裁判所にしか訴えられないとする契約条項も管轄合意として認められる。この場合に、この条項に基づいて訴訟が係属している裁判所が、係争法律関係に関連する相殺を考慮することは認められる。一九七八年十一月九日判決、23/78, Rec., 2133.

(9) 株式会社と株主との紛争について、会社の定款に挿入されており準拠国内法の規定及びその定款自体に従って採択された管轄合意条項は、本条の管轄合意である。そのような管轄合意条項が会社と株主の間の紛争を指していると解釈され得るならば、紛争が

特定の法律関係に関して生じることという本条の要件は、満たされており、何がその射程範囲に属する紛争かを決定するために管轄合意条項を解釈するのは、国内裁判所である。一九九二年三月一〇日判決、C-214/89, Rec., I-1745.

(10) 訴えが管轄合意条項を含む契約の無効確認を求める場合でも、指定された裁判所はなお専属管轄を有する。前掲一九九七年七月三日判決、C-269/95.

## 2 方式

(11) 第一項の方式要件が満たされるのは、契約証書の裏面に印刷された、当事者の一方の普通取引約款中に管轄合意条項が含まれている場合には、両当事者により署名された契約中にこの普通取引約款への明示的な参照が含まれている場合のみである。

以前の申込中に管轄合意条項を含む当事者の一方の普通取引約款への参照があり、その申込を参照して契約が締結された場合には、この参照が明示的であり、したがって通常の注意を払う当事者なら検討することができるものである場合のみである。一九七六年一二月一四日判決、24/76, Rec., 1831.

(12) 口頭で締結された契約の場合に第一項の方式要件が満たされるのは、普通取引約款の通知を伴った売主による書面での確認が買主により書面で受諾された場合のみである。

相手方が一方的に作成した確認書に対して買主が異議を述べなかったことは、管轄合意条項についての受諾にはあたらない。ただし口頭での合意が、一方当事者の管轄合意条項を含む普通取引約款に基づいてなされている通常の取引関係の枠内にある場合は除く。一九七六年一二月一四日判決、25/76, Rec., 1851.

(13) 船荷証券に印刷された約款中に含まれている管轄合意条項が第一項の方式要件を満たすのは、管轄合意条項を含む船荷証券約款についての両当事者の同意が、書面により表示された場合、管轄合意条項について、この条項を明示的に対象とする当事者間の口頭の合意が先になされており、運送人により署名された船荷証券が書面によるその確認とみなされる場合、又は、船荷証券が、当事者間の通常の取引関係に含まれ、その関係が管轄合意条項を含む普通取引約款により規律されている場合のいずれかの場合である。一九八四年六月一九日判決、71/83, Rec., 2417.

(14) 管轄合意が明示の口頭での合意でなされており、一方の当事者によるこの合意の書面による確認を他方が受け取り、なんら異議を述べなかったことが認められる場合には、第一項の方式要件を満たす。一九八五年七月一一日判決、221/84, Rec., 2699.

(15) 代理店契約が一年毎に書面により更新するとされていたが、途中から書面による更

新がなされず取引関係が継続していた事案で、管轄合意条項を含んでいて更新には書面によると規定している書面による合意が、失効したがおも当事者間の契約関係の法的な基礎であり続けていた場合において、この管轄合意条項が第一項の方式要件を満たすのは、準拠法上当事者が書面によらずに当初の契約を有効に更新できた場合、又はそうでなくても、当事者の一方が、この条項若しくは、黙示的に更新された、この条項を含む契約条項全体を、書面により確認し、それを受け取った相手方が異議を述べなかった場合である。一九八六年一月一日判決、313/85, Rec., 3337.

(16) なお、以上の裁判例は一九七八年改正前の規定を適用した事例で、以下の裁判例は一九七八年改正後の規定を適用した事例である。

(17) 株式取得の態様のいかに関わらず、管轄合意条項が定款中に記載されており、株主が利用できる場所に定款が寄託されているか公の登録簿に記載されている場合には、第一項の方式要件は全ての株主について満たされているとみなされる。前掲一九九二年三月一〇日判決、C-214/89.

(18) 国際取引において口頭で締結された契約における裁判管轄合意は、一方当事者が送付した確認書に相手方当事者が反応せず、また請求書に異議を唱えずに繰り返し支払った場合で、これらの文書に管轄裁判所があらかじめ印刷されている場合、このような行動が当該当事者が活動する国際取引分野を規律する慣習に従っておりかつ両当事者がその慣習を知り又当然知るべきであった場合には、有効に締結されたものとみなされる。そのような慣習の存在及び当事者がそれを知っていたかは、国内裁判所が審査する。特定の種類の契約の締結の際に国際取引の特定の分野で活動している契約当事者がある行動に一般的に従っている場合には特に、その分野において慣習が存在する。契約当事者がこの慣習を知っていると認定されるのは特に、両者の間若しくは当該取引分野で活動している他の当事者と取引関係を以前に結んだことがある場合、又は当該取引分野において、特定の種類の契約の締結の際に通常一般にある行動に当事者が従っておりその結果、それが確立された実務とみなすことができる場合である。前掲一九九七年二月二〇日判決、C-106/95.

(19) 管轄合意条項に関する契約当事者の合意は、その活動している国際取引分野を規律している慣習で当事者が知り又当然知るべきであったものに、その行動に従っているときには、存在するものとみなされる。

慣習の存在は、契約当事者の活動する取引分野において確認されなければならないが、

特定の種類の契約の締結の際に当該分野において通常一般にある行動が従われている場合には、その存在が認められる。そのような行動は特定の国、とりわけ全ての締約国において認められる必要はない。明確な公示の方式は、必ずしも要求されるわけではない。慣習を構成する行動について裁判所で争われているだけでは、それが慣習でないとするのには、十分ではない。

慣習に従った方式とは、国際取引の当該分野の取引慣習に照らしてのみ判断されなければならない。国内法の規定上の特別の要件を考慮してはならない。

慣習の認識は、管轄合意の当初の当事者間について判断されなければならない。その国籍はこの点について関係がない。特別の公示方式とは関係なしに、当事者が活動する取引分野において、一定の種類 of 契約の締結の際に通常一般に一定の行動が従われている場合で、確定した実務であるとみなしうるときに、この認識は認められる。一九九九年三月一六日判決、C-159/97, Rec., I-1597.

### 3 方式以外の要件

(20) 管轄合意は、締約国の法律が定める言語を用いて作成されていないことだけを理由には、無効とならない。一九八一年六月二四日判決、150/80, Rec., 1671.

(21) 管轄合意条項における裁判所の選択は、本条が定める要件に照らしてのみ判断され、指定された裁判所と係争事実関係との関連性、条項の合理性、責任制限に関する準拠実質法規に関する考慮は関係がない。前掲一九九九年三月一六日判決、C-159/97.

### 4 管轄合意の射程範囲

(22) 保険者と保険契約者との間で保険契約が保険契約者自身のみならず第三者のためにも締結され、この第三者により提起されうる訴訟を対象とする管轄合意条項が含まれている場合、第三者が管轄合意条項に明示的に署名しなかったとしても、本条が定める書面性の要件が保険者と保険契約者との間で満たされ、保険者の同意がこの点について明白に表明されたならば、第三者はそれを援用することができる。一九八三年七月一四日判決、201/82, Rec., 2503.

(23) 運送人と第三者である船荷証券所持人との関係では、管轄合意条項が荷送人と運送人との間で有効と認められ、準拠国内法に基づいて、所持人が船荷証券を取得することで荷送人の権利義務を承継した場合には、本条の要件を満たす。前掲一九八四年六月一九日判決、71/83.

### 5 第四項

(24) 当事者の一方が住所を有する締約国裁判所の管轄を両当事者が合意したことだけでは、当事者の一方の利益のためにのみ管轄合意がなされたとはみなされない。一九八六年六月二四日判決、22/85, Rec., 1951.

第一八条 本条約の他の規定から管轄が認められない場合であっても、締約国の裁判所は、被告が応訴している場合には管轄を有する。ただし、被告が管轄を争うために応訴している場合又は他の裁判所が第一六条に基づき専属管轄を有する場合は、この限りでない。

#### 一 判例

(1) 当事者が第一七条により管轄裁判所を指定している場合でも、本条は適用される。

前掲一九八一年六月二四日判決、150/80, 一九八五年三月七日判決、48/84, Rec., 787.

(2) 被告は管轄についてだけでなく、同時に予備的に本案についての防御も主張することができ、そのことで無管轄を主張する権利を本条により失うことはない。前掲一九八一年六月二四日判決、150/80, 一九八一年一〇月二二日判決、27/81, Rec., 2431, 前掲一九八二年三月三一日判決、25/81, 前掲一九八三年七月一四日判決、201/82. ただし、管轄についての抗弁が本案についての全ての防御よりも先でない場合、裁判所に対する最初の防御とその国内手続法によりみなされる態度決定時点より後であってはならない。前掲一九八一年六月二四日判決、150/80.

(3) 本訴の基礎とは異なる契約又は事実関係に基づく相殺の主張について、原告が無管轄の抗弁を主張することなく、弁論することを受け入れた場合には、その締約国の裁判所は、本条に基づき管轄を有する。前掲一九八五年三月七日判決、48/84.

#### 第七節 管轄及び訴訟要件の審査

第一九条 締約国裁判所は、第一六条に基づき他の締約国裁判所が専属管轄を有する事件について訴えを提起されたときには、職権で、管轄がないとして訴えを却下しなければならない。

#### 一 関連規定

(1) 附属議定書第五条 b (一九七八年加入条約第二九条により追加され、一九八二年加

入条約第九条及び一九八九年加入条約第二三条により改正) デンマーク、ギリシャ、アイルランド又はポルトガルに登録された海上航行船舶の、船長と乗組員との間における、賃金その他の労働条件に関する訴訟においては、締約国の裁判所は、船舶が属する国の外交官又は領事官に対して訴訟が通知されているかを確認しなければならない。裁判所は、通知がされるまでの間、手続を中止する。適法に通知を受けた外交官又は領事官が、領事条約に基づきその事項に関して認められる権限を行使したとき、又はそのような領事条約がない場合でも一定の期間内に管轄の行使に異議を述べたときは、裁判所は職権に基づき訴えを却下しなければならない。

## 二 判例

(2) 国内手続法上、上告審では当事者による上告理由だけに裁判所の審理が限定されていても、締約国裁判所には本条の義務が課される。前掲一九八三年一月一五日判決、288/82.

第二〇条 締約国の領域内に住所を有する被告が他の締約国の裁判所に訴えられ、出頭しない場合において、本条約の規定に基づいて管轄が認められないときには、裁判所は職権で、管轄がないとして訴えを却下しなければならない。

裁判所は、このような被告が、訴訟手続を開始する文書若しくはこれに類する文書を防御のために適時に受領することができたこと又はこのためにあらゆる努力がなされたことが証明されるまでの間、手続を中止しなければならない。

民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する一九六五年一月一五日のハーグ条約に基づき訴訟手続を開始する文書が送達されるべきであったときには、同条約第一五条が前項の規定に代わるものとする。

## 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第一二条により第二項改正。「若しくはこれに類する文書」を追加した。

## 二 関連規定

(2) 附属議定書第四条 締約国において作成された裁判上又は裁判外の文書で、他の締約国の領域内に所在する者に送達されるべきものは、当該締約国間で締結された条約の規定に従い伝達されなければならない。

送達がされるべき国が、欧州共同体理事会事務総長に対する宣言により反対する場合を除き、前項の文書は、文書作成国の裁判所職員により、送達の相手方が所在する国の裁判所職員に対して直接に送付することもできる。この場合においては、作成国の裁判所職員は、送達相手方に文書を送達する権限を有する受託国裁判所職員に対し、文書の謄本を送付する。送達相手方への文書の送達は、受託国法が定める方式でなされるものとする。送達は、作成国の裁判所職員に対して直接送付される証明書により確認される。

(3) なお、ドイツは附属議定書第四条第二項の留保をしている。

(4) 本条第三項が掲げる一九六五年ハーグ送達条約はオーストリア以外の全締約国について現在発効している。

## 第八節 訴訟競合及び関連訴訟

第二一条 同一当事者間の同一の対象及び同一の原因の訴えが、異なる締約国の裁判所に係属するときは、後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続を中止しなければならない。

先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されたときには、後に訴えが係属した裁判所は訴えを却下しなければならない。

### 一 改正

(1) 一九八九年加入条約第八条により改正。改正前第二一条が厳格すぎるとしたルガーノ条約にならったもの。Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard, *op.cit.*, p.48, Jenard/Möller, *op.cit.*, p.78 を参照。

(2) 改正前第二一条 同一当事者間の同一の対象及び同一の原因の訴えが、異なる締約国の裁判所に係属するときは、後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、訴えを却下しなければならない。

前項の規定により訴えを却下すべき裁判所は、他の裁判所の管轄が争われているときには、手続を中止することができる。

### 二 判例

(3) 訴訟係属の要件は、各裁判所について当該裁判所の国内法に従って判断される。一



九八四年六月七日判決、129/83, Rec., 2397.

(4) 非締約国判決を原告がまずイタリアで執行請求し、次に連合王国で執行請求した事案において、本条約、特に第二一条から第二三条は、非締約国の判決の承認及び執行に関して締約国で生じる手続及びそこで生じる問題には適用されない。一九九四年一月二〇日判決、C-129/92, Rec., I-117.

(5) 本条の訴訟競合には、国際売買契約の取消又は解除を求める訴えを当事者が締約国で提起し、他方、この契約の履行を求める他方当事者の訴えが他の締約国で既に係属している場合も含まれる。一九八七年一二月八日判決、144/86, Rec., 4861.

(6) 損害についての被告の責任の確認と損害賠償の支払いを命じることを目的とする訴えは、この損害について責任がないことの確認を求める被告による前訴と、同一の原因及び対象を有する。一九九四年一二月六日判決、C-406/92, Rec., I-5439.

(7) 後訴の当事者が、前訴の当事者と部分的にしか一致しない場合には、後訴裁判所は、前訴でも当事者である訴訟当事者についてのみ訴えを却下することが求められ、他の当事者についての手続は続行してもかまわない。前掲一九九四年一二月六日判決、C-406/92.

(8) ある船舶により運送された積荷に生じたと主張されている損害について、その船舶の船主に責任がないことの確認を求めて締約国裁判所で船主が提起した対人訴訟が前訴であり、他方で後訴は当初、差し押えられた船舶に関する対物訴訟の形で他の締約国(イギリス)裁判所で荷主により提起された訴えであり、この締約国国内法の区別によればそれがその後、対物訴訟と対人訴訟が併存しようが、対人訴訟だけになろうがなお、この後訴は前訴と同一の原因、対象及び当事者の要件を満たす。前掲一九九四年一二月六日判決、C-406/92.

(9) 共同海損の分担請求に関する二つの訴えが、一方は沈没した船体の保険者と、その船が運搬していた積荷の所有者及びその保険者との間の訴訟で、他方は積荷の所有者及びその保険者と、船体の所有者及びその傭船者との間の訴訟である場合、両訴訟の対象に関して、船体の保険者の利益と、船体の被保険者、所有者及び傭船者の利益が同一で分離不可能であることが認められない限り、本条は適用されない。一九九八年五月一九日判決、C-351/96, Rec., I-3075.

(10) 本条は、両訴訟手続の当事者の住所にかかわらず、適用がある。一九八九年改正前の本条について、後訴裁判所が本条約、特に第一六条が規定する専属管轄を有する場合

を除き、前訴裁判所の管轄が争われているときは後訴裁判所は訴えを却下しないなら手続を中止できるだけであって、前訴裁判所の管轄を自ら審査できない。一九九一年六月二七日判決、C-351/89, Rec., I-3317.

第二二条 関連する訴えが異なる締約国の裁判所に係属しており、いずれの訴訟も第一審段階であるときには、後に訴えが係属した裁判所は手続を中止することができる。

後に訴えが係属した裁判所は、その法律によれば関連する訴訟の併合が認められ、かつ先に訴えが係属した裁判所がいずれの訴えについても管轄を有するときには、当事者の申立に基づき、訴えを却下することもできる。

本条に定める関連する訴えとは、相互の訴えが密接に関連するため、別々に判決がなされたならば矛盾する解決が生じるのを避けるために、同時に審理され判決されることに利益を有するようなものをいう。

#### 一 判例

(1) 本条は、関連する訴えが複数の締約国裁判所で提起されている場合にのみ適用があり、関連性に基づき管轄を作り出す規定ではない。前掲一九八一年六月二四日判決、150/80.

(2) 荷主のうちのあるグループから船主に対する、別々ではあるが同一内容の契約ではら積みで運送された積荷の一部に生じた損害の賠償請求の訴えと、この荷主グループと船主との契約とは別個であるが同一内容の契約で同一約款で運送された積み荷の他の部分の荷主から船主に対して他の締約国で提起された訴えとの間に、本条の関連性があるためには、両者が別個に審理と判決がされると判決の矛盾のおそれがあるだけで十分であって、法的帰結が相互に排斥し合うおそれがあることは必要ではない。前掲一九九四年一月二日判決、C-406/92.

第二三条 訴えについて複数の裁判所に専属管轄が認められるときは、後に訴えが係属した裁判所はその訴えを却下しなければならない。

#### 第九節 仮処分及び保全処分

第二四条 他の締約国の裁判所が本案について管轄を有する場合でも、締約国法が定める仮処分及び保全処分はこの締約国の裁判所に請求することができる。

一 判例

- (1) 本条は条約の適用範囲内の事項に関する仮処分又は保全処分にのみ適用される。前掲一九八二年三月三十一日判決、25/81.
- (2) フランス法の債権者取消権のように、債務者が詐害的に行った不動産物権の譲渡行為を債権者に対して取り消すことを求めるような、国内法が規定する訴えには、本条は適用されない。前掲一九九二年三月二六日判決、C-261/90.
- (3) 第五条第一号に基づく本案の管轄裁判所は、他の要件に服することなく、仮処分又は保全処分を命じるについても管轄を有するが、ただし、仲裁合意により国家裁判所の管轄から紛争を除外することを当事者が合意したときには、管轄を有しない。一九九八年一月一七日判決、C-391/95, Rec., I-7091.
- (4) 仮処分請求の対象が条約の事項的適用範囲内である限り、本案についての訴訟手続が既に開始されているか又は開始される可能性があり、またそれが仲裁人のもとでなされようとも、本条は仮処分に関する裁判所の管轄の根拠となりうる。前掲一九九八年一月一七日判決、C-391/95.
- (5) 本条の適用には、とりわけ、この処分の対象と、受訴裁判所所属締約国の土地管轄との現実の関連関係の存在が必要である。前掲一九九八年一月一七日判決、C-391/95.
- (6) オランダ民事訴訟法第二八九条ないし第二九七条が定めるような手続において、本条約により事件の本案については管轄を有しない裁判所が下した、契約上の反対給付の仮払いを命じる裁判は、原告が本案に勝訴できなかった場合に、支払われた金銭の被告への返還が保証されておりかつ、命じられた処分が、受訴裁判所の土地管轄区域内に所在するか所在すべき、被告の特定の財産のみに関する場合を除き、本条の仮処分にあたらない。前掲一九九八年一月一七日判決、C-391/95, 前掲一九九九年四月二七日判決、C-99/96.

第三編 承認及び執行

第二五条 本条約にいう「裁判」とは、判決、決定、命令又は裁判所書記による訴訟費用

の決定など、その名称のいかんにかかわらず、締約国の裁判所により下される全ての裁判をいう。

#### 一 関連規定

(1) 附属議定書第五条 a (一九七八年加入条約第二十九条により追加、一九九六年加入条約第九条により改正) 扶養義務に関する事件においては、「裁判所」には、デンマークの行政機関を含む。

スウェーデンでは、支払命令及び援助に関する略式手続においては、「裁判所」には、スウェーデンの強制徴収局を含む。

#### 二 判例

(2) 相手方当事者を呼び出さずに下され、また前もって送達されることなく執行可能となる仮処分又は保全処分を許可する裁判は、条約第三編が規定する承認執行制度の対象とならない。一九八〇年五月二日判決、125/79, Rec., 1553.

(3) 後掲一九九四年六月二日判決、C-414/92 も参照。

### 第一節 承認

第二六条 締約国でなされた裁判は、特別の手続を必要とせずに、他の締約国において承認される。

争いがある場合には、承認を求める全ての利害関係人は、本編第二節及び第三節の定める手続きに従い、裁判が承認されることの確認を求めることができる。

締約国裁判所において、裁判の承認が付随的に主張されている場合には、この裁判所はその審理について管轄を有する。

#### 一 判例

(1) 当事者が締約国で勝訴判決を得て、それが第三条に基づいて他の締約国で執行許可を取得しうるものであるのに、この当事者が他の締約国において同一の訴えを提起することはできない。一九七六年一月三〇日判決、42/76, Rec., 1759.

(2) 別居に基づく扶養料支払を夫に命じる判決を妻がドイツで一九七九年に取得し、他方で一九八〇年に夫はオランダで離婚判決を得たが、ドイツでは承認されていない。ド

イツ判決はオランダで一九八一年に執行が許可されたが、夫は上訴しなかったので、妻が一九八三年に夫の給与の差押命令を得たところ、夫がその取消手続を請求したという事案において、本条により承認された外国裁判は、原判決国で有するのと同じの効力を承認国でも原則として生じる。第三一条に基づき執行許可を得た外国裁判で、原判決国でなお執行可能であるものも、執行を求められた国の法上、条約の適用範囲外の理由に基づいてもやはり執行ができないとき、その国でもやはり執行可能ではない。一九八八年二月四日判決、145/86, Rec., 645.

第二七条 裁判は以下のいずれかの場合には承認されない。

- 一 その承認が、承認を求められた国の公序に反するとき
- 二 訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が、欠席した被告に対して、適式かつ防御をするのに適時に、送達されたのではないとき
- 三 裁判が、承認を求められた国において同一の当事者間で下された裁判と相いれないとき
- 四 原判決国が、その裁判を下すにあたり、人の身分若しくは能力、夫婦財産制、遺言又は相続に関する先決問題を判断して、承認を求められた国の国際私法規則に反したとき。ただし、その裁判が、承認を求められた国の国際私法規則を適用したとしても同一の結果に達する場合はこの限りではない。
- 五 裁判が、同一の当事者間で同一の対象及び同一の原因の訴えについて先に非締約国において下された裁判と相いれず、後者の裁判の承認を求められた国において承認に必要な要件を満たしているとき。

#### I 第二号

##### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第一三条第一項により改正。「又はこれに類する文書」を追加した。

##### 二 関連規定

(2) 前掲附属議定書第二条参照。

##### 三 判例

###### 1 適用範囲

(3) 送達が原判決国裁判所の定めた期間を遵守してなされた場合若しくは被告が原判決国裁判所の管轄区域又は原判決国に住所を有していた場合でも、本号は適用がある。一九八五年六月一日判決、49/84, Rec., 1779.

(4) 被告に訴訟手続を開始する文書が適式に送達されずに下された欠席判決は、たとえ被告がその後下された判決を知って、にもかかわらず原判決国手続法により可能な上訴手段を行使しなかったとしても承認されない。一九九二年十一月二日判決、C-123/91, Rec., I-5661.

(5) 被告が欠席により下された裁判に対して故障を申立て、原判決国の裁判所が、故障申立期間が経過していることを理由にその故障申立を却下したときでも、本号は適用される。一九八一年六月一六日判決、166/80, Rec., 1593.

(6) 被告が選任した弁護人により刑事事件については態度表明したが附帯私訴についてはしなかったものの、それも弁護士が出席した口頭弁論の対象であった場合には、被告は出席したとみなされる。前掲一九九三年四月二一日判決、C-172/91.

(7) 訴訟手続を開始する文書が適式かつ適時に送達されたのではない被告が、手続において有効に代理されなかった場合で、被告の代理人とされる者が原判決国裁判所に出頭した結果、裁判が欠席により下されなかった場合にも、本号は適用される。一九九六年一月一日判決、C-78/95, Rec., I-4943.

## 2 訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書

(8) ドイツ法の支払命令のように、その送達により原判決国法によれば被告が欠席の場合には、本条約の規定に従い承認執行されうる裁判を原告が取得することが可能な文書は、訴訟手続を開始する文書にあたるが、ドイツ法の執行許可のような、支払命令の送達後に下されて本条約に従い執行可能な裁判は、それにあたらぬ。前掲一九八一年六月一六日判決、166/80.

(9) イタリア民事訴訟法第四編（第六三三条から第六五六条）に定める支払命令は手続開始申立書を伴って、訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書にあたる。一九九五年七月一三日判決、C-474/93, Rec., I-2113.

## 3 適式性と適時性

(10) 欠席判決は、訴訟手続を開始する文書が被告に適式に送達されなかった場合には、たとえ防御のために適時であっても、承認されない。送達の瑕疵の治癒は、関連する条約も含む原判決国法によって規律される。一九九〇年七月三日判決、C-305/88, Rec.,

I-2725.

(11) 被告が防御が可能であったかを判断するためには、執行を求められた国の裁判所は、ドイツ法の異議申立期間のような、条約に従い執行可能な裁判が欠席により下されることを避けるために被告が有している期間だけを考慮しなければならず、原則として、送達に適式になされた日から数えた期間が、防御に適切な時間が被告に与えられているかを審査するにとどめることができる。しかし、送達に適式ではあるが、そのような期間を開始するには不十分であるような例外的な事情が存在しているかを、個別の場合に、評価することができる。以上につき、第五二条と、原判決国裁判所が、その国の法により被告が訴訟手続を開始する文書の送達日に、その国の領域内に住所を有していたという結論に達していることは、関係がない。前掲一九八一年六月一六日判決、166/80.

(12) 原判決国裁判所が、送達に適式であると決定した場合であっても、この送達が被告が防御が可能であるために適時になされたかを、執行を求められた国の裁判所は審査しなければならない。前掲一九八一年六月一六日判決、166/80.

(13) 執行を求められた国の裁判所は本号の要件の審査の際に、原判決国裁判所が一九六五年ハーグ送達条約第一五条を適用して送達の適時性について認定していても、それに拘束されない。一九八二年七月一五日判決、228/81, Rec., 2723.

(14) 執行を求められた国の裁判所は、送達の適時性の判断の際に、適式な送達後に生じた例外的事情を考慮することもでき、また、原告が送達後に被告の新住所を知ったこと及び、適式に送達された文書が被告に届かなかつたのは被告の責任であることも、考慮することができる。前掲一九八五年六月一一日判決、49/84.

## II 第三号と第五号

### 一 改正

(15) 一九七八年加入条約第一三条第二項により第五号追加。

### 二 判例

(16) 配偶者に対して婚姻から生じる扶助義務として相手方に扶養料の支払いを命じる外国裁判と、当該夫婦間の離婚を宣告した国内裁判所の裁判とは、第三号の意味で相いれない。前掲一九八八年二月四日判決、145/86.

(17) 継続中の紛争を終了させるために、承認国裁判所において締結された執行可能な和解は、第三号における、承認を求められた国において同一の当事者間で下された裁判にあたらぬ。一九九四年六月二日判決、C-414/92, Rec., I-2237.

第二八条 裁判は、第二編第三節ないし第五節の規定又は第五九条に反する場合にもまた、承認されない。

前項に掲げる管轄の判断の際には、承認を求められた機関は、原判決国裁判所がその管轄を基礎づける根拠とした事実認定に拘束される。

第一項の場合を除き、原判決国裁判所の管轄の審査は行うことができない。管轄に関する規則は、第二七条第一号の定める公序にあたらぬ。

第二九条 いかなる場合にも、外国裁判を実質的再審査することはできない。

第三〇条 他の締約国で下された裁判の承認が主張されている締約国の裁判所は、その裁判に対して通常の上訴がなされているときには、手続を中止することができる。

アイルランド又は連合王国で下された裁判の承認が主張されている締約国の裁判所は、その裁判の執行が原判決国において上訴がなされたことに基づいて中止されている場合には、手続を中止することができる。

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第一四条により、第二項追加。

#### 二 判例

(2) 第三〇条及び第三八条の通常の上訴とは、原判決国法と承認又は執行を求められた国の法のいずれによるのでもなく、条約の体系の枠内でのみ決定されなければならない、条約に基づく承認又は執行手続の対象である裁判の取消又は変更をもたらさうとする上訴であって、判決国においてこの裁判自体に基づいて経過を始める、法律が定める期間内に提起されるべきものである。一九七七年一月二二日判決、43/77, Rec., 2175.

## 第二節 執行

第三一条 締約国で下された裁判で、その国において執行可能なものは、他の締約国において、利害関係人の申立に基づき執行が許可されたときは、執行することができる。

ただし、連合王国については、イングランド及びウェールズ、スコットランド又は北



アイルランドのいずれかにおいて、利害関係人の申立に基づき執行のために登録されたときは、その地で執行することができる。

#### 一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第一五条により第二項追加。
- (2) 一九八九年加入条約第九条によりルガーノ条約に合わせるために第一項が、「執行文を付与された」から「執行が許可された」に修正された。Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard, op.cit., p.48, Jenard/Möller, op.cit, p.79 et s.を参照。

#### 二 判例

- (3) 前掲一九七六年十一月三〇日判決、42/76 参照。
- (4) 原判決後に被告に対する破産手続により個別の権利行使が禁止された事案において、執行可能とは、外国裁判が形式的観点から執行可能であることだけを指し、原判決国でその判決が執行されうる条件は意味しない。原判決国での裁判上の清算手続で下された裁判の法的効力については、執行を求められた国の裁判所が国際私法を含む自国法に従って、第三六条の異議の訴えについての手続において、決定する。一九九九年四月二九日判決、C-267/97, Rec., I-2543.

第三二条 申立は、次に掲げる裁判所に対し、これをなすものとする。

ベルギーにおいては、tribunal de première instance 又は rechtbank van eerste aanleg

デンマークにおいては、byret

ドイツにおいては、Landgericht の部長

ギリシャにおいては、μ μ μ μ μ μ

スペインにおいては、Juzgado de Primera Instancia

フランスにおいては、tribunal de grande instance の所長

アイルランドにおいては、High Court

イタリアにおいては、corte d'appello

ルクセンブルクにおいては、tribunal d'arrondissement の所長

オーストリアにおいては、Bezirksgericht

オランダにおいては、arrondissementsrechtbank の所長

ポルトガルにおいては、Tribunal Judicial de Círculo

フィンランドにおいては、Käräjäoikeus/tingsrätt

スウェーデンにおいては、Svea hovrätt

連合王国においては

a イングランドとウェールズにおいては、High Court of Justice 又は扶養義務に関する裁判の場合は Secretary of State を通して Magistrates' Court

b スコットランドにおいては、Court of Session 又は扶養義務に関する裁判の場合は Secretary of State を通して Sheriff Court

c 北アイルランドにおいては、High Court of Justice 又は扶養義務に関する裁判の場合は Secretary of State を通して Magistrates' Court

裁判所の土地管轄は、債務者の住所により決定する。執行を求められた国の領域内に債務者が住所を有しないときは、土地管轄は執行地により決定する。

#### 一 改正

(1) 第一項は、一九七八年加入条約第一六条、一九八二年加入条約第四条、一九八九年加入条約第一〇条、一九九六年加入条約第三条により改正。

第三三条 申立の手續は、執行を求められた国の法により定める。

申立人は、申立を受けた裁判所の管轄区域内に、選定住所を定めなければならない。執行を求められた国の法に、住所の選定に関する規定が存在しないときには、申立人は送達代理人を指定するものとする。

申立には、第四六条及び第四七条に掲げる文書を添付しなければならない。

#### 一 判例

(1) 第二項の住所選定義務は、執行を求められた国の法が定める方式に従って行われなければならない。その時点についてその法に規定がない場合には、遅くとも執行許可決定の送達時までになされなければならない。その方式の違反から生じる効果も、条約の目的を尊重する限りで、執行を求められた国の法により規定される。一九八六年七月一〇日判決、198/85, Rec., 2437.

第三四条 申立を受けた裁判所は、遅滞なく、決定をしなければならない。債務者は、

この手続段階においては、意見を提出することはできない。

申立は、第二七条及び第二八条に定める理由がある場合にしか、棄却することはできない。

いかなる場合にも、外国裁判を実質的再審査することはできない。

第三五条 申立について下された決定は、裁判所書記官が執行を求められた国の法の定める形式に従い、遅滞なく申立人に通知するものとする。

第三六条 執行が許可された場合には債務者は、その決定の送達の時より一ヶ月以内に、異議の訴えを提起することができる。

債務者が、強制執行を許可する決定をした国と異なる締約国に住所を有するときには、前項の期間は二ヶ月間とし、債務者本人又はその住所へ送達された日から起算する。この期間は、遠隔であることを理由として、伸長することはできない。

#### 一 判例

(1) 執行を許可する決定に対する利害関係を有する第三者からの異議申立は、執行を求められた国の国内法上認められていても、本条により認められない。一九八五年七月二日判決、148/84, Rec., 1981.

(2) 第二六条注に引用の前掲事案において、執行許可に対する本条の異議の訴えを提起しなかった当事者は、異議手続で援用できたはずの理由を、当該裁判の執行段階で主張することはできず、この原則は裁判所が職権で適用する。しかしながらこの原則によっても、条約の適用範囲外の内国判決の効力が、執行を求められた外国裁判の原判決国におけるこの内国判決の承認を条件とするように、内国裁判所が義務づけられるわけではない。前掲一九八八年二月四日判決、145/86.

第三七条 異議の訴えは、対審手続に適用される規定に従い、次の裁判所に対してなすものとする。

ベルギーにおいては、tribunal de première instance 又は rechtbank van eerste aanleg

デンマークにおいては、landsret

ドイツにおいては、Oberlandesgericht

ギリシャにおいては、μ μ μ

スペインにおいては、Audiencia Provincial

フランスにおいては、cour d'appel

アイルランドにおいては、High Court

イタリアにおいては、corte d'appello

ルクセンブルクにおいては、民事控訴審としての Cour supérieure de justice

オーストリアにおいては、Bezirksgericht

オランダにおいては、arrondissementsrechtbank

ポルトガルにおいては、Tribunal da Relação

フィンランドにおいては、hovioikeus/hovrätt

スウェーデンにおいては、Svea hovrätt

連合王国においては

a イングランドとウェールズにおいては、High Court of Justice 又は扶養義務に関する裁判の場合は Magistrates' Court

b スコットランドにおいては、Court of Session 又は扶養義務に関する裁判の場合は Sheriff Court

c 北アイルランドにおいては、High Court of Justice 又は扶養義務に関する裁判の場合は Magistrates' Court

異議の訴えに対してなされた判決については、次の上訴しかできない。

ベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダにおいては、破毀申立

デンマークにおいては、法務大臣への許可を得て højesteret への上訴

ドイツにおいては、法律違反を理由とする抗告

オーストリアにおいては、上訴手続の場合は再抗告、異議手続の場合には上告が可能な抗告

アイルランドにおいては、Supreme Court への法律問題に関する上訴

ポルトガルにおいては、法律問題に関する上訴

フィンランドにおいては、korkein oikeus/högsta domstolen への上訴

スウェーデンにおいては、Högsta domstolen への上訴

連合王国においては、法律問題のみに関する上訴

一 改正

(1) 一九七八年加入条約第一七条、一九八二年加入条約第五条、一九八九年加入条約第一一条及び一九九六年加入条約第四条により改正。

二 判例

(2) 法律問題に関する上訴は、異議の訴えに対する判決にしか認められない。一九八四年十一月二七日判決、258/83, Rec., 3971.

(3) 他の締約国で下された裁判の執行許可に対する異議の訴えを受けた裁判所が手続中止の申立を棄却し、債権者に執行許可のために担保の提供を命じる第三八条に基づく裁判には、本条第二項の上訴はできず、このことは、第三八条に基づく裁判と本条第二項の裁判が同一の判決中に記載されていても、同じである。一九九一年一〇月四日判決、C-183/90, Rec., I-4743.

(4) 第三六条に基づき提起された異議の訴えについて下された判決に対しては、利害関係を有する第三者による上訴は全て、執行を求められた国の法により認められていても、本条第二項により認められない。前掲一九九三年四月二一日判決、C-172/91.

(5) 他の締約国で下された執行可能な裁判の執行許可に対する異議の訴えを受けている締約国裁判所が、第三八条第一項の手続中止を拒否又は既に命じられた手続中止を解除する裁判を下しても、それには本条第二項の上訴はできない。また、本条第二項の上訴を受けている裁判所は、そのような手続中止を命じる権限を有しない。一九九五年八月一日判決、C-432/93, Rec., I-2269.

第三八条 第三七条第一項で定める異議の訴えを受けた裁判所は、その訴えを提起した当事者の申立に基づき、原判決国においてその裁判が通常の上訴の対象となっている場合又はまだ上訴期間が経過していない場合においては、手続を中止することができる。後者の場合においては、裁判所は、債務者が上訴を提起すべき期間を指定することができる。

アイルランド又は連合王国において下された裁判については、原判決国において認められる上訴は全て、第一項における通常の上訴とみなす。

裁判所は、その定める担保の提供を、執行の条件とすることができる。

一 改正

(1) 一九七八年加入条約第一八条により、第二項が追加され、第二項が現第三項になった。

二 判例

(2) 執行許可に対する異議の訴えを受けている裁判所は、その異議の訴えについて判決する際にのみ担保の提供を執行の条件とすることができ、手続中の裁判ではできない。

前掲一九八四年十一月二七日判決、258/83.

(3) 他の締約国で下された裁判の執行許可に対する異議の訴えを受けた裁判所は、敗訴当事者が原判決国で提出できなかった主張に限り、第一項の手続中止の裁判において考慮できる。前掲一九九一年一〇月四日判決、C-183/90.

(4) 前掲一九九五年八月一日判決、C-432/93 も参照。

第三九条 第三六条に定める異議の訴えの提起期間がまだ経過しない間又は異議の訴えに対する判決がまだ下されていない間は、債務者の財産に対して保全処分しか行うことができない。

執行を許可する決定は、前項の処分の許可を伴うものとする。

一 判例

(1) 法廷地国内法に別段の規定があっても、執行許可を取得した当事者は、本条が定める期間の間、特別の許可を要せずに、債務者の財産に対する保全処分を直接に行わせることができ、またその処分について国内法が定める有効化の判決を取得する必要もない。

一九八五年一〇月三日判決、119/84, Rec., 3147.

第四〇条 執行を求める申立が棄却されたときには、申立人は次の裁判所に異議の申立をすることができる。

ベルギーにおいては、cour d'appel 又は hof van beroep

デンマークにおいては、landsret

ドイツにおいては、Oberlandesgericht

ギリシャにおいては、μ μ μ

スペインにおいては、Audiencia Provincial

フランスにおいては、cour d'appel

アイルランドにおいては、High Court

イタリアにおいては、corte d'appello

ルクセンブルクにおいては、民事控訴審としての Cour supérieure de justice

オーストリアにおいては、Bezirksgericht

オランダにおいては、gerechtshof

ポルトガルにおいては、Tribunal da Relação

フィンランドにおいては、hovioikeus/hovrätt

スウェーデンにおいては、Svea hovrätt

連合王国においては

a イングランドとウェールズにおいては、High Court of Justice 又は扶養義務に関する裁判の場合は Magistrates' Court

b スコットランドにおいては、Court of Session 又は扶養義務に関する裁判の場合は Sheriff Court

c 北アイルランドにおいては、High Court of Justice 又は扶養義務に関する裁判の場合は Magistrates' Court

債務者は、この裁判所に、審尋のために呼び出される。債務者が出頭しない場合には、債務者が締約国の領域内に住所を有しないときであっても、第二〇条第二項及び第三項の規定が適用される。

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第一九条、一九八二年加入条約第六条、一九八九年加入条約第一二条及び一九九六年加入条約第五条により改正。

#### 二 判例

(2) 執行を請求する当事者からの異議を受けた裁判所は、執行許可の申立が第一審で必要書類が適時に提出されなかったというだけの理由で棄却され、債務者の滞在国以外の国でその申立がなされているという場合でも、債務者を審尋のために呼び出さなければならない。一九八四年七月一二日判決、178/83, Rec., 3033.

第四一条 第四〇条の定める異議の申立に基づいて下された判決については、次の上訴し

かできない。

ベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダ  
においては、破毀申立

デンマークにおいては、法務大臣への許可を得て højesteret への上訴

ドイツにおいては、法律違反を理由とする抗告

オーストリアにおいては、再抗告

アイルランドにおいては、Supreme Court への法律問題に関する上訴

ポルトガルにおいては、法律問題に関する上訴

フィンランドにおいては、korkein oikeus/högsta domstolen への上訴

スウェーデンにおいては、Högsta domstolen への上訴

連合王国においては、法律問題に関する一回だけの上訴

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第二〇条、一九八二年加入条約第七条、一九八九年加入条約第一三条及び一九九六年加入条約第六条により改正。

第四二条 外国裁判が複数の請求について判示しており、執行が全体については許可できないときには、裁判所は、そのうちの一部について執行を許可するものとする。

申立人は一部執行を申し立てることができる。

第四三条 間接強制のための金銭の支払いを命じる外国裁判は、原判決国裁判所によりその金額が確定的に定められて場合にのみ、執行を求められた国で執行できる。

第四四条 原判決国において、全部若しくは一部の訴訟上の救助又は訴訟費用の免除が認められた申立人は、第三二条ないし第三五条に定める手続において、執行を求められた国の法が定める最も有利な訴訟上の救助又は訴訟費用の免除が認められるものとする。

扶養義務に関する事件において行政機関によりデンマークで下された決定の執行を求める申立人は、全部又は一部の訴訟上の救助又は訴訟費用の免除が認められるために必要な経済的要件を満たしていることを証明する、デンマーク司法省が作成した文書を提



出した場合に限り、執行を求められた国において前項の規定の権利を主張することができる。

一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第二一条により第一項改正及び第二項追加。
- (2) 一九七八年改正前第四四条 原判決国において、訴訟上の救助が認められた申立人は、第三二条ないし第三五条に定める手続において、新たな審査を要せずに、訴訟上の救助を認められるものとする。

二 関連規定

- (3) 附属議定書第三条 執行を求められた締約国は、執行許可手続の際に、訴訟物の価額に応じて定められる、印紙税その他の手数料を徴収することはできない。

第四五条 外国人であること又はその国に住所若しくは居所がないことを理由として、他の締約国で下された裁判の執行を求める当事者に対して、名称のいかんにかかわらず、保証又は供託を命じてはならない。

第三節 共通規定

第四六条 裁判の承認を主張する当事者又は執行を求める当事者は、以下の文書を提出しなければならない。

- 一 真正であるために必要な要件を満たした裁判の正本
- 二 欠席裁判については、訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が敗訴当事者に送達されたことを証明する文書の正本又は認証された謄本。

一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第二二条により第二号改正。「又はこれに類する文書」を追加した。

第四七条 執行を求める当事者はさらに以下の文書を提出しなければならない。

- 一 原判決国法に従い、裁判が執行可能であり、送達されたことを証明する文書

二 原判決国において申立人が訴訟上の救助を受けているときには、そのことを証明する文書。

一 判例

(1) 判決の送達の実証は、国内手続規則が認める場合には、執行請求の申立の後、とりわけ債務者による異議の訴えについての手続中であっても、債務者に判決を自発的に履行するための合理的な期間が認められており、執行請求をする当事者が手続が無益になる場合の責任を負う限り、提出することができる。一九九六年三月一四日判決、C-275/94, Rec., I-1393.

第四八条 第四六条第二号及び第四七条第二号に掲げる文書の提出がない場合には、それを提出すべき期間を命じるか、それに相当する文書を受け付けるか、又は十分に明確であると判断するときにはその提出を免除することができる。

裁判所が求めるときには、文書の翻訳を提出しなければならない。翻訳は、締約国のいずれかでその資格が認められた者により認証を受けなければならない。

第四九条 第四六条、第四七条及び第四八条第二項に掲げる文書並びに訴訟代理権に関する文書については、いかなる公的証明その他これに類する手続も必要としない。

第四編 公の証書及び裁判上の和解

第五〇条 締約国において作成され執行可能な公の証書は、第三条以下に定める手続による申立に基づき、他の締約国において執行が許可される。申立は、執行を求められた国の公序にその執行が反する場合にしか、棄却することはできない。

提出された証書は、原作成国において真正であるために必要な要件を満たしていなければならない。

第三編第三節の規定は準用されるものとする。

一 改正

(1) 一九八九年加入条約第一四条によりルガーノ条約に合わせるため、第一項が「執行

文を付与される」から「執行が許可される」に修正された。

## 二 関連規定

- (2) 附属議定書第五条 e（一九九六年加入条約第一〇条により追加） 扶養義務に関して行政機関で締結された合意又は行政機関により認証を受けた合意も、本条約第五〇条第一項における公の証書とみなす。

## 三 判例

- (3) 私人が作成した債権名義中に執行可能と明示的に記載されているので、デンマーク法上執行可能な債権名義に関する事案で、原作成国法によれば執行可能だが、その真正さは公の機関又はその他のその国から権限を認められた機関により確定されていなかった債権名義は、公の証書にあたらぬ。一九九九年六月一七日判決、C-260/97, Rec., I-3715.

第五一条 訴訟手続中に裁判所で締結され、その国で執行可能な和解は、公の証書と同一の要件で、執行を求められた国において執行できるものとする。

## 第五編 一般規定

第五二条 受訴裁判所が所属する締約国の領域内に当事者が住所を有するかを決定するためには、裁判所はその国内法を適用する。

当事者が、受訴裁判所が所属する国に住所を有しないときに、他の締約国にその当事者が住所を有するかを決定するためには、裁判所は後者の国の法を適用する。

### 一 改正

- (1) 一九八九年加入条約第一五条により第三項削除。一九六八年条約締結以降の各国法の進展からルガーノ条約ではもはや不要とされ、それに合わせたもの。Almeida Cruz/Desantes Real/Jenard, op.cit., p.48 et s., Jenard/Möller, op.cit., p.80 et s.を参照。

- (2) 削除前第三項 前二項の規定にかかわらず、本国法によれば、他の者の住所又は機関の所在地により住所が決定される当事者については、その住所の決定のためには、その本国法を適用する。

## 二 関連規定

(3) 附属議定書第五条 c (一九七八年加入条約第二九条により追加) 一九七五年一月一五日にルクセンブルクで署名された、共同市場のための欧州特許に関する条約第六九条第五項に基づいて、本条約第五二条及び第五三条が前者の条約の「residence」に関する規定について適用されるときには、そこで用いられている「residence」は、本条約第五二条及び第五三条における住所と同一の意味であるとみなす。

第五三条 会社その他の法人の本拠は、本条約の適用については、住所とみなす。ただし、本拠の決定については、受訴裁判所は、自国の国際私法規則を適用する。

信託が、受訴裁判所が所属する締約国の領域内にドミサイルを有するかを決定するためには、裁判所は自国の国際私法規則を適用する。

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第二三条により第二項追加。

### 第六編 経過規定

第五四条 本条約の規定は、原判決国若しくは原作成国において条約が発効した後に、又は裁判若しくは公の証書の承認若しくは執行を求められているときにはその国において条約が発効した後に、提起された訴え及び作成された証書にのみ適用される。

前項の規定にかかわらず、原判決国と承認又は執行を求められた国との間での本条約の発効前に提起された訴えに基づき発効後に下された裁判は、本条約第二編で定める管轄に関する規定、若しくは訴え提起の時に原判決国と承認又は執行を求められた国との間で効力を有していた条約の規定により、その管轄が認められるものであるときは、第三編の規定に従い承認及び執行されるものとする。

アイルランドについては一九八八年六月一日、連合王国については一九八七年一月一日より以前の書面により、契約に関する訴訟の当事者がその契約にアイルランド法又は連合王国のいずれかの法域の法の適用を合意していたときには、アイルランドの裁判所又は連合王国のこの法域の裁判所は、この訴訟を審理する権限をなお有する。

#### 一 改正

(1) 一九八九年加入条約第一六条により全面改正された。改正後の第三項は、一九七八年加入条約第三五条（一九八二年加入条約第一条第二項によりギリシャにもその適用が拡大されていた）に置き換わるものであり、後二者の規定の削除は一九八九年加入条約第二八条が定めている。なお第三項における日付は、アイルランドと連合王国のそれぞれについての一九七八年加入条約の発効日であるが、一九七八年加入条約第三五条ではこの点はその発効日と規定されていたのを、一九八九年の改正時には既に発効していたので具体的日付にしたものである。

(2) 一九六八年版第五四条 本条約の規定は、条約が発効した後に提起された訴え及び作成された公の証書にのみ適用される。

前項の規定にかかわらず、本条約の発効前に提訴された訴えに基づき、本条約の発効後に下された裁判は、本条約第二編で定める管轄に関する規定、若しくは訴え提起の時に原判決国と承認又は執行を求められた国との間で効力を有していた条約の規定により、その管轄が認められるものであるときは、第三編の規定に従い承認及び執行されるものとする。

(3) 一九七八年加入条約第三四条 本加入条約により改正された、一九六八年条約及び一九七一年議定書は、原判決国若しくは原作成国において本加入条約が発効した後に、又は裁判若しくは公の証書の承認若しくは執行を求められたときにはその国において本加入条約が発効した後に、提起された訴え及び作成された証書にのみ適用される。

前項の規定にかかわらず、一九六八年条約の当事国である六ヶ国との関係では、本加入条約の発効前に提起された訴えに基づき発効後に下された裁判は、改正された一九六八年条約第三編の規定に従い承認及び執行されるものとする。

さらに、一九六八年条約の当事国である六ヶ国と本加入条約第一条に掲げられた三ヶ国との間の関係及び、後者の三ヶ国同士との関係では、原判決国と承認又は執行を求められた国との間での本加入条約の発効前に提起された訴えに基づき発効後に下された裁判は、改正された一九六八年条約第二編で定める管轄に関する規定、若しくは訴え提起の時に原判決国と承認又は執行を求められた国との間で効力を有していた条約の規定により、その管轄が認められるものであるときは、改正された一九六八年条約第三編の規定に従い承認及び執行されるものとする。

(4) 一九八二年加入条約第一二条 一九七八年加入条約及び本加入条約により改正

された、一九六八年条約及び一九七一年議定書は、原判決国若しくは原作成国において本加入条約が発効した後に、又は裁判若しくは公の証書の承認若しくは執行を求められているときにはその国において本加入条約が発効した後に、提起された訴え及び作成された証書にのみ適用される。

前項の規定にかかわらず、原判決国と承認又は執行を求められた国との関係で、本加入条約の発効前に提起された訴えに基づき発効後に下された裁判は、一九七八年加入条約及び本加入条約により改正された一九六八年条約第二編で定める管轄に関する規定、若しくは訴え提起の時に原判決国と承認又は執行を求められた国との間で効力を有していた条約の規定により、その管轄が認められるものであるときは、改正された一九六八年条約第三編の規定に従い承認及び執行されるものとする。

- (5) 一九八九年加入条約第二九条 一九七八年加入条約、一九八二年加入条約及び本加入条約により改正された、一九六八年条約及び一九七一年議定書は、原判決国若しくは原作成国において本加入条約が発効した後に、又は裁判若しくは公の証書の承認若しくは執行を求められているときにはその国において本加入条約が発効した後に、提起された訴え及び作成された証書にのみ適用される。

前項の規定にかかわらず、原判決国と承認又は執行を求められた国との関係で、本加入条約の発効前に提起された訴えに基づき発効後に下された裁判は、一九七八年加入条約、一九八二年加入条約及び本加入条約により改正された一九六八年条約第二編で定める管轄に関する規定、若しくは訴え提起の時に原判決国と承認又は執行を求められた国との間で効力を有していた条約の規定により、その管轄が認められるものであるときは、改正された一九六八年条約第三編の規定に従い承認及び執行されるものとする。

- (6) 一九九六年加入条約第一三条 一九七八年加入条約、一九八二年加入条約、一九八九年加入条約及び本加入条約により改正された、一九六八年条約及び一九七一年議定書は、原判決国若しくは原作成国において本加入条約が発効した後に、又は裁判若しくは公の証書の承認若しくは執行を求められているときにはその国において本加入条約が発効した後に、提起された訴え及び作成された証書にのみ適用される。

前項の規定にかかわらず、原判決国と承認又は執行を求められた国との関係で、本加入条約の発効前に提起された訴えに基づき発効後に下された裁判は、一九七八年加入条約、一九八二年加入条約、一九八九年加入条約及び本加入条約により改正され

た一九六八年条約第二編で定める管轄に関する規定、若しくは訴え提起の時に原判決国と承認又は執行を求められた国との間で効力を有していた条約の規定により、その管轄が認められるものであるときは、改正された一九六八年条約第三編の規定に従い承認及び執行されるものとする。

## 二 判例

(7) 第一七条及び本条によると、条約の発効後に提起された訴えにおいて、発効前に締結された労働契約中に規定された管轄合意条項は、契約締結時に効力を有していた国内法によれば無効であるとみなされる場合でも、有効である。一九七九年十一月一三日判決、25/79, Rec., 3423.

(8) 一九八九年加入条約第二九条第一項によると、前訴は前訴裁判所所属国と後訴裁判所所属国との間での条約の発効前に、後訴は発効後に提起された場合、後訴裁判所が条約第二一条を適用するのは、前訴裁判所が条約第二編の規定又は提訴時に両国間で発効していた他の条約の規定に基づいて管轄を肯定した場合、若しくは前訴裁判所がまだ管轄について判断していない場合でこの場合は暫定的に適用する。一九九七年一月九日判決、C-163/95, Rec., I-5451.

第五四条 a デンマークについては一九八六年一月一日から、アイルランドについては一九八八年六月一日から三年間の間、両国における海事事件に関する管轄は、第二編の規定によるのみならず、以下の第一号ないし第六号の規定によっても決定される。ただし、一九五二年五月一〇日にブリュッセルで署名された海上航行船舶の仮差押えについてのある規則の統一に関する条約が、両国のそれぞれで発効した時点から、その国では以下の規定は適用されないものとする。

一 締約国の領域内に住所を有する者は、海事債権について、当該債権が関係する船舶、若しくはこの者が所有するその他の船舶が、前記の両国の一つにおいて、当該債権の保全のために裁判手続により仮差押されたか、又は仮差押えを回避するために、保証その他の担保が提供され、かつ次のいずれかに該当する場合には、その国の裁判所に訴えられる。

a 債権者が当該国の領域内に住所を有する場合

b 債権が当該国において成立した場合

c 仮差押えが行われたか、又は行うことができたはずの期間中の航海により、債権

が成立した場合

d 操船上の作為若しくは不作為又は規則違反による、衝突又は他の船若しくはいずれかの船舶上の物若しくは人に生じた損害から、債権が発生した場合

e 債権が海難救助に基づく場合

f 仮差押された船舶に対する船舶抵当権その他の約定担保物権により、債権が担保されている場合

二 海事債権者は、当該債権が関係する船舶のみならず、債権成立の時点において、この船舶の所有者が所有する他の船舶も、仮差押することができる。ただし、第五号o、p又はqに定める債権については、当該債権が関係する船舶だけを仮差押えすることができる。

三 船舶は、その全ての持ち分が同一の一人又は複数人に帰属する場合に、同一所有とみなす。

四 裸傭船契約の傭船者だけが船舶に関する海事債権について責任を負っている場合には、当該船舶又は傭船者が所有するその他の船舶を仮差押することはできるが、当該船舶の所有者が所有するその他の船舶を、この債権に基づいて仮差押することはできない。船舶所有者以外の者が海事債権について責任を負っているその他の場合も、同様とする。

五 「海事債権」とは、次に掲げるいずれかの事由により成立した債権をいう。

a 衝突等により船舶から発生した損害

b 船舶自体若しくは船舶の運航から発生した死亡又は人損

c 海難救助

d 傭船契約等による、船舶の使用又は賃貸に関する契約

e 傭船契約、船荷証券等に基づく、船舶による商品の運送に関する契約

f 船舶により運送された商品及び手荷物の滅失又は損傷

g 共同海損

h 冒険貸借

i 曳船

j 水先案内

k 供給地がどこであるかにかかわらず、船舶の運航又は維持のための物資又は燃料の供給



- l 船舶の建造、修繕若しくは艀装又は入渠料
- m 船長、航海士又は乗組員の賃金
- n 船舶又は船舶所有者のためになされた、船長、荷送人、傭船者若しくは代理人による船費の立替払い
- o 船舶の所有権に関する紛争
- p 船舶の所有権、占有権、運航又は収益に関する船舶共有者間の紛争
- q 船舶抵当権その他の約定担保物権

六 デンマークにおいては、第五号 o 及び p に掲げる海事債権について、「裁判上の仮差押え」には、民事訴訟法第六四六条ないし第六五三条によりそのみが認められる手続である限りにおいて、forbud を含む。

#### 一 改正

(1) 一九八九年加入条約第一七条により追加。この規定は、一九七八年加入条約第三六条（一九八二年加入条約第一条第二項によりギリシャにもその適用が拡大されていた）に相当するものであり、後二者の規定の削除は一九八九年加入条約第二八条が定めている。

### 第七編 他の条約との関係

第五五条 次に掲げる条約の当事国である締約国の間では、本条約はこれらの条約に代わるものとする。ただし、第五四条第二項及び第五六条の適用を妨げない。

一八九九年七月八日にパリで署名された...（条約名の詳細は省略する。以下同様）ベルギーとフランスの間の条約

一九二五年三月二八日にブリュッセルで署名された...ベルギーとオランダの間の条約

一九三〇年六月三日にローマで署名された...フランスとイタリアの間の条約

一九三四年一月一八日にパリで署名された...連合王国とフランスの間の条約<sup>(1)</sup>

一九三四年五月二日にブリュッセルで署名された...連合王国とベルギーの間の条約<sup>(1)</sup>

一九三六年三月九日にローマで署名された...ドイツとイタリアの間の条約

一九五七年一〇月二五日にウィーンで署名された...ベルギーとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>

- 一九五八年六月三〇日にボンで署名された...ドイツとベルギーの間の条約
- 一九五九年四月一七日にローマで署名された...オランダとイタリアの間の条約
- 一九五九年六月六日にウィーンで署名された...ドイツとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九五九年六月一六日にウィーンで署名された...ベルギーとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九六〇年七月一四日にボンで署名された...連合王国とドイツの間の条約<sup>(1)</sup>
- 一九六一年七月一四日にウィーンで署名され、一九七〇年三月六日にロンドンで署名された議定書により修正された...連合王国とオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九六一年十一月四日にアテネで署名された...ギリシャとドイツの間の条約<sup>(2)</sup>
- 一九六二年四月六日にローマで署名された...ベルギーとイタリアの間の条約
- 一九六二年八月三〇日にハーグで署名された...オランダとドイツの間の条約
- 一九六三年二月六日にハーグで署名された...オランダとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九六六年七月一五日にウィーンで署名された...フランスとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九六四年二月七日にローマで署名され、一九七〇年七月一四日にローマで署名された議定書により修正された...連合王国とイタリアの間の条約<sup>(1)</sup>
- 一九六七年十一月一七日にハーグで署名された...連合王国とオランダの間の条約<sup>(1)</sup>
- 一九六九年五月二八日にパリで署名された...スペインとフランスの間の条約<sup>(3)</sup>
- 一九七一年七月二九日にルクセンブルクで署名された...ルクセンブルクとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九七一年十一月一六日にローマで署名された...イタリアとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九七三年五月二二日にマドリードで署名された...スペインとイタリアの間の条約<sup>(3)</sup>
- 一九七七年一月一日にコペンハーゲンで署名された...フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン及びデンマークの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九八二年九月一六日にストックホルムで署名された...オーストリアとスウェーデンの間の条約<sup>(4)</sup>
- 一九八三年十一月一四日にボンで署名された...スペインとドイツの間の条約<sup>(3)</sup>
- 一九八四年二月一七日にウィーンで署名された...オーストリアとスペインの間の条約<sup>(4)</sup>

一九八六年十一月一七日にウィーンで署名された...フィンランドとオーストリアの間の条約<sup>(4)</sup>

及び、もし発効した場合には、一九六一年一月二四日ブリュッセルで署名された...ベルギー、オランダ及びルクセンブルクの間の条約。

#### 一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第二四条により追加。
- (2) 一九八二年加入条約第八条により追加。
- (3) 一九八九年加入条約第一八条により追加。
- (4) 一九九六年加入条約第七条により追加。

第五六条 第五五条に掲げる条約は、本条約が適用されない事項については、なお効力を有する。

第五五条に掲げる条約は、本条約の発効前に下された裁判又は発効前に作成された公の証書については、なお効力を有するものとする。

#### 一 判例

- (1) 第一項は、第五五条に挙げられているドイツ・ベルギー条約のような二国間条約が、第一条第二項には当たらないが本条約の適用範囲に入らない裁判についてなお効力を有することを妨げるものではない。一九七七年七月一四日判決、9/77 と 10/77 の併合事件、Rec., 1517.

第五七条 本条約は、締約国が現在締結しているか又は将来締結する条約で、特別の事項について裁判管轄及び裁判の承認又は執行を規律するものの適用を妨げない。

統一的な解釈の確保のため、前項は以下のように適用されるものとする。

- a 特別の事項に関する条約の当事国である締約国の裁判所が、その条約の非当事国である他の締約国の領域内に被告が住所を有している場合であっても、その条約に基づいて管轄を認めることを、本条約は妨げない。ただし、いかなる場合でも、受訴裁判所は本条約第二〇条は適用するものとする。
- b 特別の事項に関する条約に基づいて管轄を認めた裁判所により締約国で下された裁

判は、他の締約国において、本条約に従って承認及び執行される。

特別の事項に関する条約で、原判決国と承認又は執行を求められた国とが当事国であるものが、裁判の承認及び執行の要件を定めているときには、この要件が適用される。ただし、いかなる場合でも、裁判の承認及び執行に関する手続についての本条約の規定は適用することができる。

本条約は、特別の事項について裁判管轄及び裁判の承認又は執行を規律する規定で、欧州共同体の機関の行為又はそのような行為に基づいて調和された国内法に現在又は将来含まれるものの適用を妨げない。

#### 一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第二五条第一項及び一九八九年加入条約第一九条により、第一項改正。
- (2) 一九八九年加入条約第一九条により、第二項追加。一九七八年加入条約第二五条第二項(一九八二年加入条約第一条第二項によりギリシャにもその適用が拡大されていた)に相当するものであり、後二者の規定の削除は一九八九年加入条約第二八条が定めている。
- (3) 一九七八年加入条約第二五条第一項により第三項追加。

#### 二 判例

- (4) 海上航行船舶の仮差押えについてのある規則の統一に関する一九五二年のブリュッセル条約に管轄規則が含まれている関係で、ブリュッセル条約第二条と第二二条の適用排除が問題となった事案で、ある締約国が特別の事項についての管轄規則を含む別の条約の締約国である場合、この特別条約はその規律している部分についてのみ、ブリュッセル条約の規定の適用を排除する。前掲一九九四年一月二日判決、C-406/92。

第五八条 一九八八年九月一六日にルガーノで署名された、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する条約が、フランスとスイスに対して発効するまでの間、本条約は、一八六九年六月一五日にパリで署名された、民事事件における裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関するフランスとスイスの間の条約によりスイス国民に認められる権利を損なうものではない。

一 改正

- (1) 一九八九年加入条約第二〇条により改正。「...までの間、」が追加。なお、一九九二年一月一日にルガーノ条約はフランスとスイスに対して発効している。

第五九条 本条約は、締約国が第三国との間で締結する判決の承認及び執行に関する条約において、その第三国の領域内に住所又は常居所を有していた被告に対して他の締約国で下された裁判が、第四条が定める場合でその裁判が第三条第二項に掲げる管轄のみに基づいていたときに、その裁判を承認しないことを約定することを妨げない。

前項の規定にかかわらず、以下のいずれかの場合においては、被告に属する財産が他の締約国に所在すること又は他の締約国に所在する財産を原告が差押えたことに基づいて管轄を認めた裁判所によって下された他の締約国の裁判を承認しないことを、締約国は第三国との間で約定することはできない。

- 一 請求が当該財産の所有権若しくは占有権に関するとき、その処分の許可を目的とするとき又は当該財産に関するその他の争点に関するものであるとき
- 二 当該財産が、請求の目的である債権の担保であるとき。

一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第二六条により第二項追加。

## 第八編 最終規定

### 第六〇条（削除）

一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第二七条により改正、一九八九年加入条約第二一条により削除。
- (2) 一九六八年版第六〇条は、一九七八年版と比べて、第一項にマヨット島への言及がなく、第二項にオランダ領スリナムへの言及があった。また第三項は一九七八年加入条約で追加された。
- (3) 一九七八年版第六〇条 本条約は、グリーンランドを含む、締約国のヨーロッパにおける領土、フランス海外県及び海外領土並びにマヨット島に適用される。

オランダは、本条約の署名若しくは批准の際又はその後のいつでも、欧州共同体理事会事務総長に対する通告により、オランダ領アンチル諸島に適用されることを宣言することができる。この宣言がされるまでは、オランダ領アンチル諸島の裁判所の裁判に対する破棄申立に基づき、オランダのヨーロッパ領土に所在する裁判所に係属する訴訟は、アンチル諸島の裁判所でなされている手続とみなす。

第一項の規定にかかわらず、本条約は次の地域には適用されない。

一 フェロー諸島。ただしデンマークがこれと異なる宣言をする場合は、この限りではない。

二 連合王国が外交関係を代表する、連合王国の域外に所在するヨーロッパの領域。

ただし連合王国がこの領域に関する別段の宣言をする場合にはこの限りではない。これらの宣言は、いつでも、欧州共同体理事会事務総長に対する通告により行うことができる。

第三項第二号に掲げる領域に所在する裁判所の裁判に対して連合王国でなされた控訴手続は、上記の領域の裁判所でなされている手続とみなす。

フェロー諸島に適用される民事訴訟法の規定に基づき、デンマークで取り扱われている事案は、フェロー諸島の裁判所でなされているものとみなす。

第六一条 本条約は、署名国により批准されなければならない。批准書は、欧州共同体理事会事務総長に寄託されるものとする。

第六二条 本条約は、署名国による最後の批准書の寄託の日から、三ヶ月目の月の最初の日に効力を生じるものとする。

一 関連規定

(1) 一九七八年加入条約及び一九八二年加入条約の発効については、それぞれ第三九条、第一五条による。

(2) 一九八九年加入条約第三二条 本加入条約は、スペイン又はポルトガルのいずれかとそれ以外の締約国の、二ヶ国の署名国が批准書を寄託した日から三ヶ月目の月の最初の日に効力を生じるものとする。

その他の締約国に対しては、本加入条約は、批准書を寄託した日から三ヶ月目の月

の最初に日に効力を生じるものとする。

- (3) 一九九六年加入条約第一六条 本加入条約は、オーストリア、フィンランド又はスウェーデンののいずれかとそれ以外の締約国の、二ヶ国の署名国が批准書を寄託した日から三ヶ月目の月の最初に日に効力を生じるものとする。

その他の締約国に対しては、本加入条約は、批准書を寄託した日から三ヶ月目の月の最初に日に効力を生じるものとする。

第六三条 欧州経済共同体の構成国となる全ての国は、締約国と当該国との間の関係において欧州経済共同体設立条約第二二〇条第四項を実現するために必要な交渉について、本条約がその基礎となることを受諾する義務があることを、締約国は承認する。  
調整が必要であれば、締約国と前項の国との間での特別の条約を締結することができる。

第六四条 欧州共同体理事会事務総長は、署名国に次の点を通告する。

- a 全ての批准書の寄託
- b 本条約の発効日
- d 附属議定書第四条の適用により受領した宣言
- e 附属議定書第六条の適用によりなされた通知。

#### 一 改正

- (1) 一九七八年加入条約第二八条により改正された第 c 号（「第六〇条の規定に基づく宣言」）は、一九八九年加入条約第二二条により削除。

#### 二 関連規定

- (2) 附属議定書第六条 締約国は、本条約中に挙げられた自国の法律の条文又は第三編第二節に指定された自国裁判所を、変更する法律の条文を、欧州共同体理事会事務総長に通知しなければならない。

第六五条 本条約に附属する議定書は、締約国の共通の合意に基づくものであり、本条約の一部をなす。

第六六条 本条約は、期限の定めなしに締結される。

第六七条 各締約国は本条約の改正を求めることができる。この場合に、欧州共同体理事会議長が、改正のための会議を招集する。

第六八条 本条約は、ひとしく正文であるドイツ語、フランス語、イタリア語及びオランダ語により本書一通が作成され、欧州共同体理事会事務総長の記録に寄託される。事務総長は、その認証謄本一通を、各署名国政府に送付する。

#### 一 関連規定

(1) 一九七八年加入条約第三七条及び第四一条により英語、デンマーク語並びにアイルランド語、一九八二年加入条約第一三条及び第一七条によりギリシャ語、一九八九年加入条約第三〇条及び第三四条によりスペイン語並びにポルトガル語、一九九六年加入条約第一四条及び第一八条によりフィンランド語並びにスウェーデン語の各国語版も、正文である。

民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する一九六八年九月二七日の条約についての欧州司法裁判所による解釈に関する、一九七一年六月三日のルクセンブルク議定書

第一条 欧州司法裁判所は、一九六八年九月二七日にブリュッセルで署名された、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約及びこの条約の附属議定書並びに本議定書の解釈について判断する管轄を有する。

欧州司法裁判所は、一九六八年九月二七日の条約並びに本議定書への、デンマーク、アイルランド及び連合王国の加入条約の解釈について判断する管轄も有する。

欧州司法裁判所は、一九七八年の条約により改正された一九六八年九月二七日の条約並びに本議定書への、ギリシャの加入条約の解釈について判断する管轄も有する。

欧州司法裁判所は、一九七八年及び一九八二年の条約により改正された一九六八年九月二七日の条約並びに本議定書への、スペイン及びポルトガルの加入条約の解釈につい



て判断する管轄も有する。

欧州司法裁判所は、一九七八年、一九八二年及び一九八九年の条約により改正された一九六八年九月二七日の条約並びに本議定書への、オーストリア、フィンランド及びスウェーデンの加入条約の解釈について判断する管轄も有する。

#### 一 改正

(1) 一九七八年加入条約第三〇条により第二項、一九八二年加入条約第一〇条により第三項、一九八九年加入条約第二四条により第四項、一九九六年加入条約第一条により第五項追加。

#### 二 判例

(2) イングランドの原告がスコットランドの被告をイングランドで提訴した事案においてイングランドの裁判所からなされた先決問題の申立を、条約ではなく国内法である Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982 の解釈問題であるとして却下した事例として、一九九五年三月二八日判決、C-346/93, Rec., I-615.

第二条 次に掲げる裁判所は、解釈問題について、欧州司法裁判所に先決判決を求める権限を有する。

- 一 ベルギーにおいては la Cour de cassation (het Hof van Cassatie)及び le Conseil d'État (de Raad van Staat)
- デンマークにおいては、høiesteret、
- ドイツにおいては、die obersten Gerichtshöfe des Bundes
- ギリシャにおいては、
- スペインにおいては、el Tribunal Supremo
- フランスにおいては、la Cour de cassation 及び le Conseil d'État
- アイルランドにおいては、the Supreme Court
- イタリアにおいては、la Corte suprema di cassazione
- ルクセンブルクにおいては、破毀院としての la Cour supérieure de justice
- オーストリアにおいては、Oberste Gerichtshof, Verwaltungsgerichtshof 及び Verfassungsgerichtshof
- オランダにおいては、de Hoge Raad

ポルトガルにおいては、o Supremo Tribunal de justiça 及び o Supremo Tribunal Administrativo

フィンランドにおいては、korkein oikeus/högsta domstolen 及び korkein hallinto-oikeus/högsta förvaltningsdomstolen

スウェーデンにおいては、Högsta domstolen, Regeringsrätten, Arbetsdomstolen 及び Marknadsdomstolen

連合王国においては、the House of Lords 及び条約第三七条第二項又は第四一条に基づき受訴する裁判所

二 控訴審として裁判する締約国裁判所

三 条約第三七条に定める場合においては、同条に掲げる裁判所。

#### 一 改正

(1) 第一号は、一九七八年加入条約第三一条、一九八二年加入条約第一一条、一九八九年加入条約第二五条及び一九九六年加入条約第一二条により改正。

#### 二 判例

(2) 支払命令への異議手続の際にイタリアの地裁からなされた先決判決の申立を却下した事例として、一九八三年一月九日決定、80/83, Rec., 3639.

(3) ドイツの判決の執行許可請求手続中に、フランスの大審裁判所から欧州経済共同体設立条約第一七七条に基づいてなされた先決判決の申立を却下した事例として、一九八四年三月一八日決定、56/84, Rec., 1769.

第三条 条約及び第一条に掲げたその他の条文の解釈に関する問題が、第二条第一項に掲げる裁判所に係属中の事件において生じたときには、この裁判所は、判決を下すにあたりこの点についての判断が必要であると考えるときには、この問題についての判断を欧州司法裁判所に求めなければならない。

前項の問題が、第二条第二項及び第三項に掲げる裁判所において生じたときには、この裁判所は、前項の定める条件に従い、この問題についての判断を欧州司法裁判所に求めることができる。

第四条 条約及び第一条に掲げたその他の条文の解釈に関する問題について、欧州司

法裁判所による解釈又は第二条第一項及び第二項に掲げる他の締約国の裁判所の裁判による解釈に、自国の裁判所が下した裁判が反するときには、締約国の管轄ある機関は、この問題についての判断を欧州司法裁判所に求める権限を有する。ただし、本項の規定は既に確定した裁判についてしか適用されない。

前項の請求に基づいて欧州司法裁判所が下した解釈は、解釈を求めるきっかけとなった裁判には効力を及ぼさない。

第一項に従い欧州司法裁判所に解釈のための請求をする管轄を有するのは、締約国の最高裁判所に属する検事総長及び締約国が指定するその他の機関全てである。

欧州司法裁判所の書記官は請求を、締約国、欧州共同体委員会及び理事会に通知する。締約国、欧州共同体委員会及び理事会は、通知の日から二ヶ月間の間、覚え書又は意見書を欧州司法裁判所に提出する権限を有する。

本条に定める手続について、訴訟費用の徴収又は償還請求はなされない。

第五条 本議定書に別段の定めがある場合を除き、欧州経済共同体設立条約及び欧州司法裁判所規程の附属議定書の、欧州司法裁判所が先決判決を求められたときに適用される規定は、条約及び第一条に掲げるその他の条文の解釈手続にも適用される。

欧州司法裁判所の手続規則は、必要がある限り、欧州経済共同体設立条約第一八八条に従い、適応及び補充される。

( 第六条以下は省略 )

〔後記〕 本稿は、一九九八年から二〇〇〇年にかけてのパリ第二大学における在外研究の成果の一部である。